

富士市バリアフリーマスタープラン

令和5（2023）年3月

富士市

はじめに

少子高齢化、人口減少が進行する中、高齢者や障害者等をはじめ、誰もが安全・安心・快適に生活できる地域共生社会の実現が求められています。

その実現のためには、高齢者、障害者等の更なる自立や社会参加を推進することが必要であり、だれもが円滑かつ安全な移動や施設利用ができるよう、バリアフリー化を進めることが大変重要であります。

本市は、これまで、平成16年度に新富士駅周辺地区、平成19年度に吉原駅・吉原本町駅周辺地区、平成25年度に富士駅周辺地区において、円滑な移動や施設のバリアフリー化を推進するための具体的な事業を定めた基本構想を策定し、各地区のバリアフリー化に取り組んでまいりました。

令和2年7月には、国からSDGs未来都市に選定され、SDGsの目標の一つである「住み続けられるまちづくりを」の達成に向けて、バリアフリー化の必要性がますます高まっております。

このような状況の中、バリアフリーに関する取組を更に推進していくことを目的として、このたび「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「富士市バリアフリーマスタープラン」を策定いたしました。本マスタープランでは、旅客施設を中心として高齢者、障害者等が多く利用する施設が集積する地区において、バリアフリー化に向けた取組方針を示したほか、施設整備等のハード面のみならず、ソフト面として高齢者、障害者等への理解と協力を得るための「心のバリアフリー」に関する取組についても盛り込んでおります。

本マスタープランの基本理念に掲げる「すべての人にやさしい安全・安心・快適に移動できる都市」の実現に向け、ハード及びソフトの両面から取組を進めてまいりますので、市民や事業者の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本マスタープランの策定に当たり、富士市公共交通協議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメントなどを通して多くの皆様から貴重なご意見やご提言をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。



富士市長

小長井 義正

目次

1 策定にあたって	1
1-1 計画策定の背景と目的	1
1-2 富士市バリアフリーマスタープランの位置付け	3
1-3 計画期間	4
2 バリアフリー化の基本的な方針	5
2-1 富士市のバリアフリーに関する動向と課題	5
2-2 基本理念と基本方針	13
3 移動等円滑化促進地区の設定	14
3-1 移動等円滑化促進地区とは	14
3-2 移動等円滑化促進地区の設定	15
3-3 生活関連施設と生活関連経路の設定	18
3-4 移動等円滑化促進地区における取組方針	28
4 バリアフリーマスタープランの実現に向けて	31
4-1 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進	31
4-2 バリアフリーマップの活用	35
4-3 多様な情報提供手段の普及	36
4-4 届出制度等による事業内容の調整	38
4-5 バリアフリーマスタープランの評価・見直し	39
参考資料	40
用語集	57

1 策定にあたって

1-1 計画策定の背景と目的

我が国において迎えた本格的な少子高齢・人口減少社会は本市においても顕在化しており、高齢者、障害者等をはじめとして、誰もが安全・安心・快適に社会生活を営むことのできる環境の確保が重要な課題となっています。

平成18(2006)年12月にバリアフリーに関する法律である「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）」が施行されました。同法は高齢者、障害者等の視点に立ち、ユニバーサルデザインの理念のもと、これまで「点」や「線」で進められてきたバリアフリー化を「面」として進めるようにしたものであり、従来の建築物や旅客施設などに加え、新たに道路や路外駐車場、また都市公園などもバリアフリー化推進の対象としています。

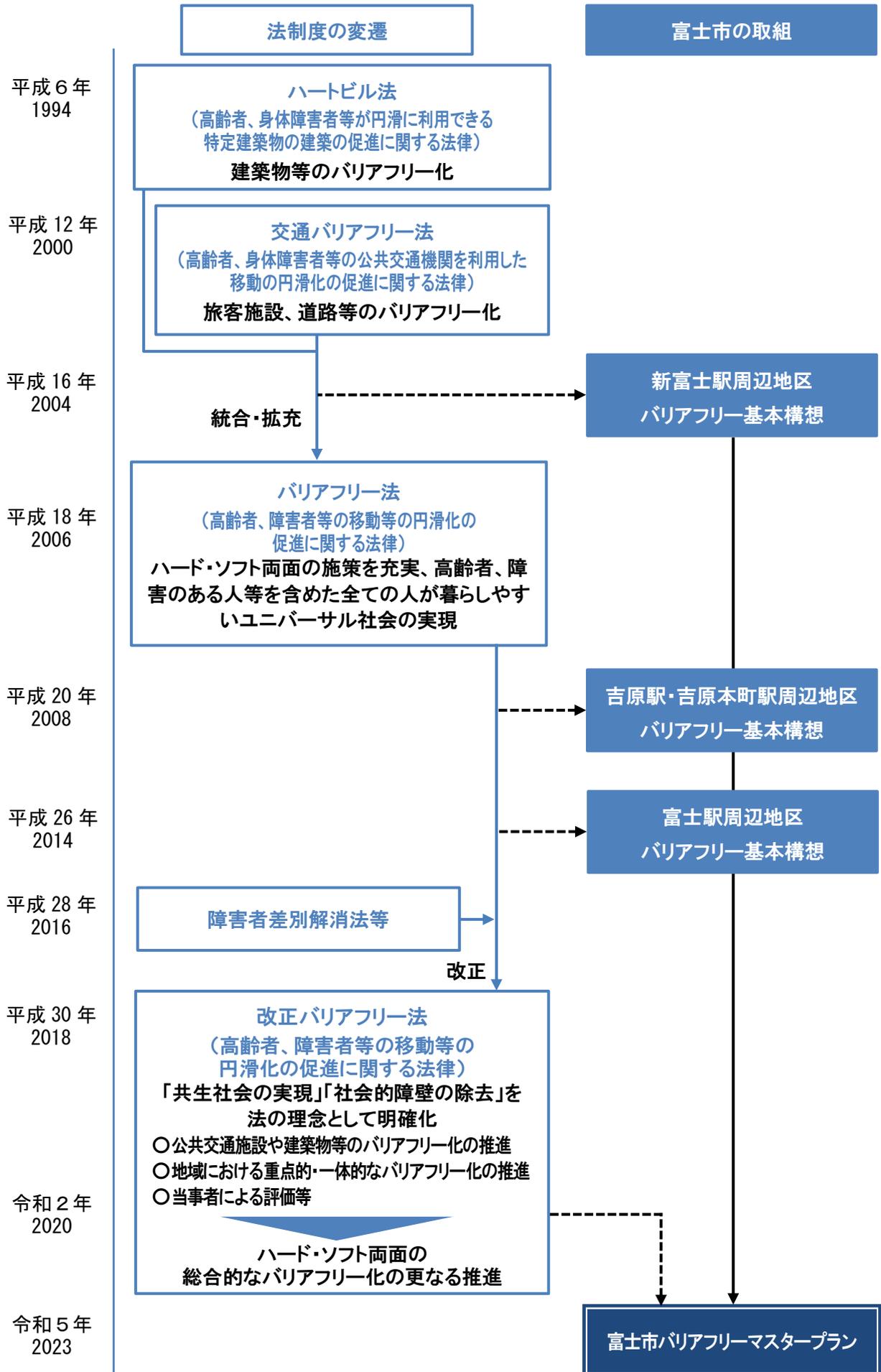
また、平成27(2015)年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された17の開発目標（SDGs）のうち、「11. 住み続けられるまちづくりを（包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する）」のターゲットとしてバリアフリーが位置付けられており、特に鉄道駅などの旅客施設や生活利便施設が多く立地する区域において、バリアフリー化の必要性が高まっています。

こうした状況の中、本市においても、新富士駅周辺地区、吉原駅・吉原本町駅周辺地区、富士駅周辺地区において、バリアフリー基本構想を策定し、バリアフリー化に取り組んできましたが、平成30(2018)年5月に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として共生社会等の実現を図るため、バリアフリー法の一部が改正され、市町村が移動等円滑化促進方針（以下、「マスタープラン」という。）を定める制度が新たに創設されました。

マスタープランにおいては、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区を「移動等円滑化促進地区」として設定し、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すことで、広くバリアフリーについて考えを共有し、具体的な事業計画であるバリアフリー基本構想の策定に繋げていくこととしています。

以上を踏まえ、本市全体のバリアフリー化の方針を示すとともに、「第六次富士市総合計画」で将来のまちの姿のひとつとして掲げる『だれもが安全に円滑な移動ができる快適なまち』の実現に向けて、今後、一層のバリアフリー化を推進していくことを目的として、「富士市バリアフリーマスタープラン（以下、本マスタープランという。）」を策定しました。

バリアフリーに関する法制度等の変遷



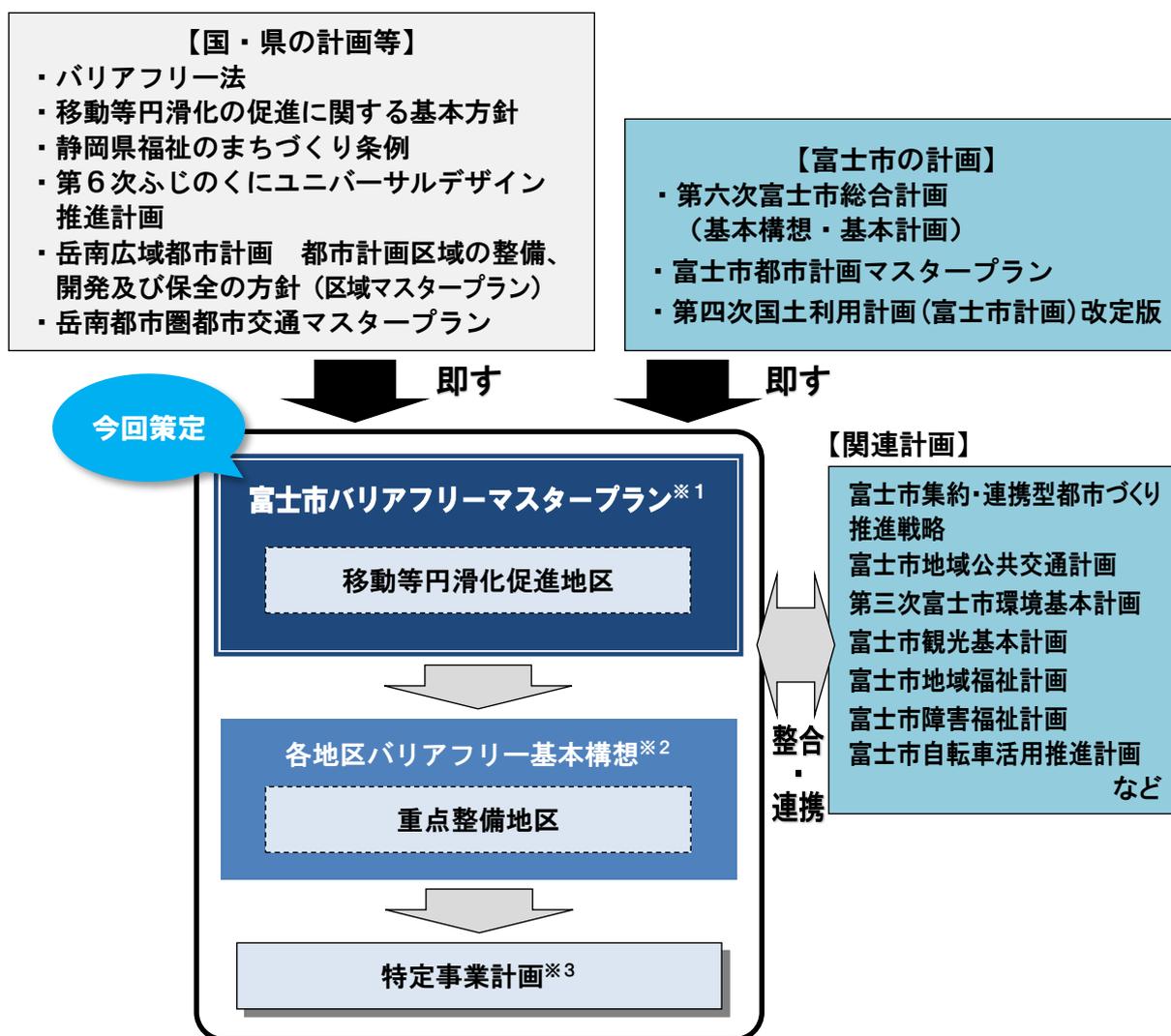
1-2 富士市バリアフリーマスタープランの位置付け

本マスタープランは、バリアフリー法第24条の2に規定されている「移動等円滑化促進方針」となるものです。

本市の行政運営の最上位計画である「第六次富士市総合計画（令和4（2022）年3月）」や「富士市都市計画マスタープラン（平成26（2014）年2月）」などに即すとともに、「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略（平成31（2019）年3月）」、「富士市地域公共交通計画（令和3（2021）年3月）」、「富士市地域福祉計画（令和4（2022）年3月）」などの関連計画との整合を図ります。

また、既に策定している「新富士駅周辺地区」、「吉原駅・吉原本町駅周辺地区」、「富士駅周辺地区」の各基本構想を踏まえ、本市におけるバリアフリー化の方針を定めることとします。

富士市バリアフリーマスタープランの位置付け



※1 富士市バリアフリーマスタープラン：全市や移動等円滑化促進地区のバリアフリーの促進に関する方針を示したもの

※2 各地区バリアフリー基本構想：重点整備地区を位置付け、具体的なバリアフリー化の事業を定めるもの

※3 特定事業計画：バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画

1-3 計画期間

バリアフリーマスタープランは、バリアフリー法第24条の3において、概ね5年ごとに移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化に関する措置の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて内容を変更するものとされています。

「第六次富士市総合計画」の目標年次は、前期が令和8(2026)年度、後期が令和13(2031)年度となっており、また、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させるための計画である「富士市地域公共交通計画」の目標年次は、令和8(2026)年度となっています。

このことから、本マスタープランにおいては、「第六次富士市総合計画」及び「富士市地域公共交通計画」と整合を図り、目標年次を令和13(2031)年度とし、概ね5年ごとに評価を実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこととします。

本マスタープランの計画期間

	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度 2030	令和13年度 2031
本マスタープラン	策定	→								目標年次
第六次富士市総合計画	前期基本計画(5年間) →					後期基本計画(5年間) →				
	基本構想(10年間) →									
富士市地域公共交通計画	現行 →					改定版 →				
					改定予定					

2 バリアフリー化の基本的な方針

2-1 富士市のバリアフリーに関する動向と課題

本市のバリアフリーに関する近年の動向等を踏まえ、本市のバリアフリーにおける課題を抽出しました。

(1) 本市のバリアフリーに関する動向

① 人口・世帯数

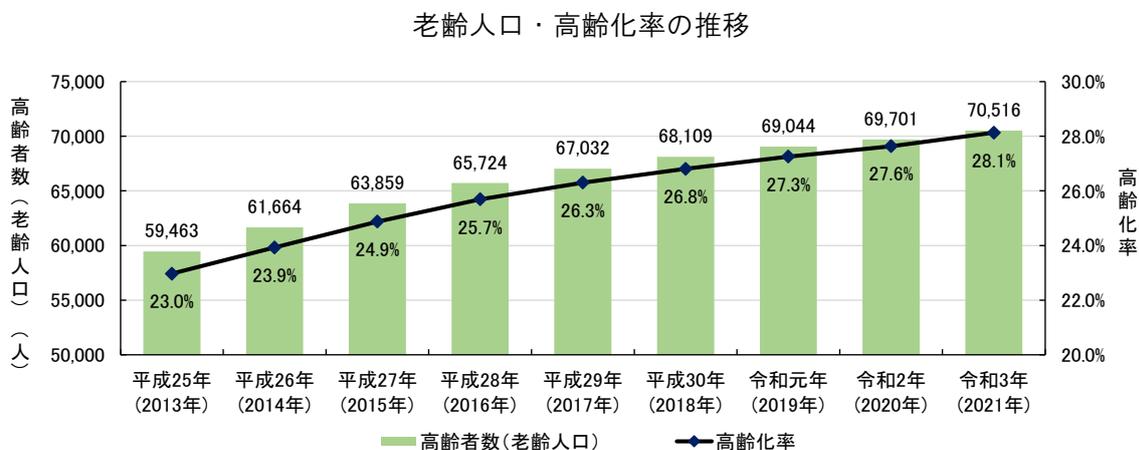
本市の人口は、年々減少しており、令和3（2021）年には250,709人となっています。一方、総世帯数は増加が続いています。



出典：富士市統計書

② 高齢者数

本市の65歳以上の高齢者数（以下、「高齢人口」という。）は、人口減少の一方で増加が続いており、令和3（2021）年には市民の28.1%が高齢者となっています。



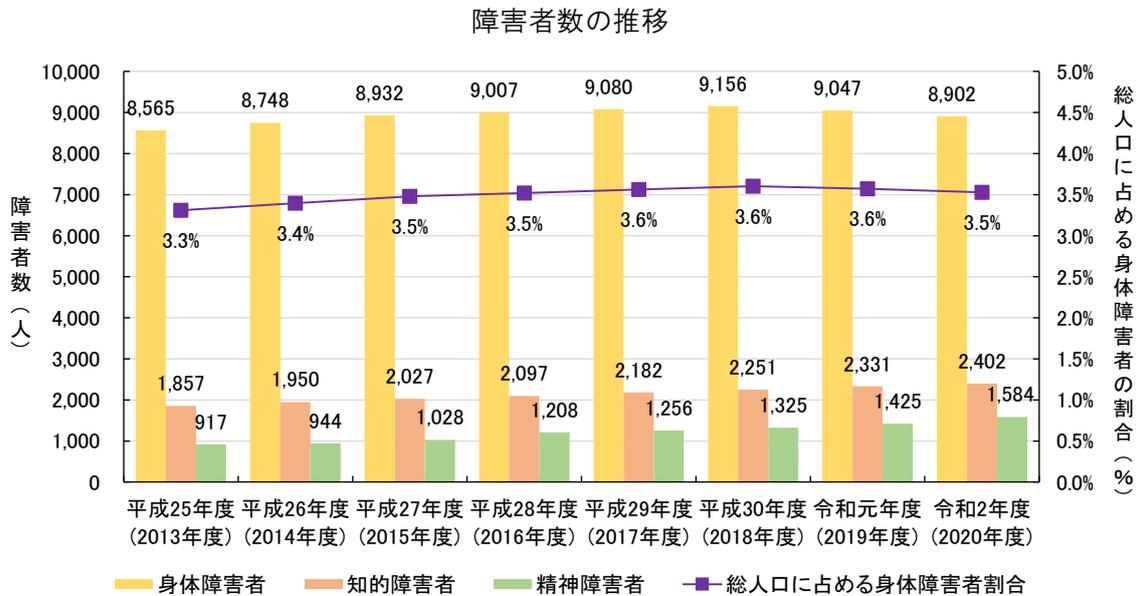
出典：富士市統計書

③ 支援が求められる市民

1) 障害者

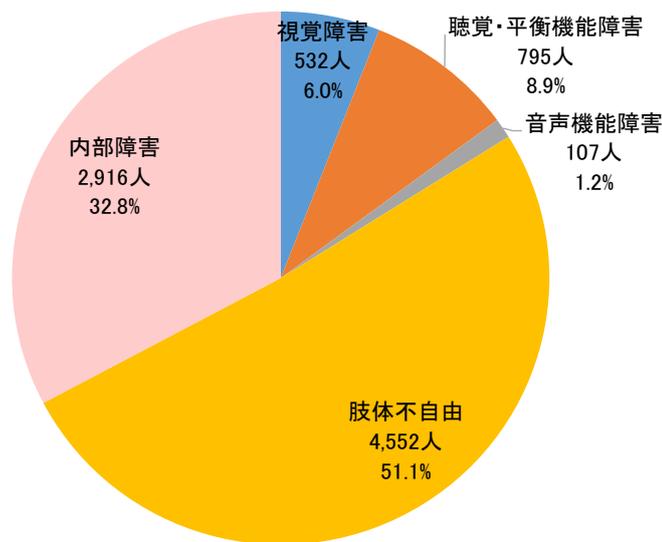
本市の障害者数の推移をみると、身体障害者は概ね横ばいですが、知的障害者、精神障害者はともに増加傾向にあります。また、総人口に占める割合は3%半ばで横ばいとなっています。

身体障害者の内訳をみると、肢体不自由の方が51.1%を占めています。



出典：富士市統計書

身体障害者の内訳（令和2(2020)年度）

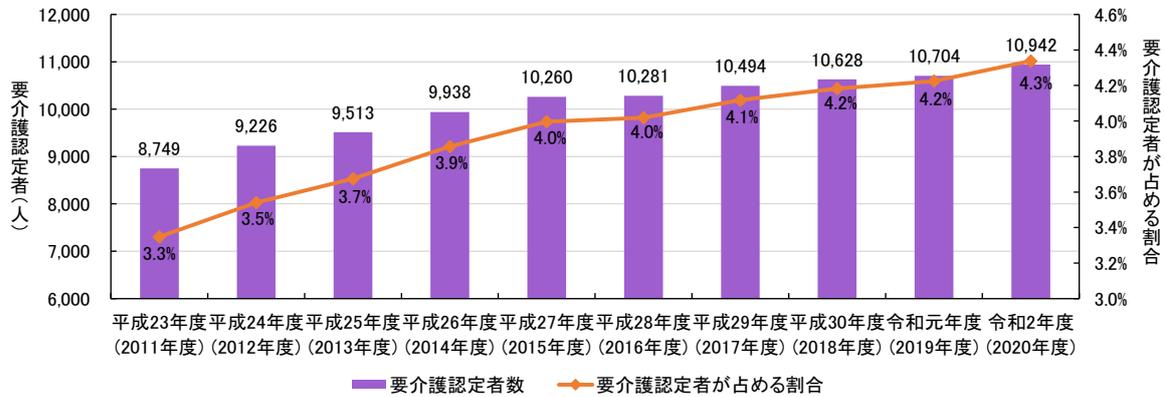


出典：富士市統計書

2) 要介護者

介護保険事業の要介護認定者数は、年々増加が続いており、平成 27(2015)年度には 1 万人を超え、令和 2 (2020)年度には 10,942 人となり、総人口に占める割合は 4.3% となっています。

要介護認定者数の推移（各年度末時点）



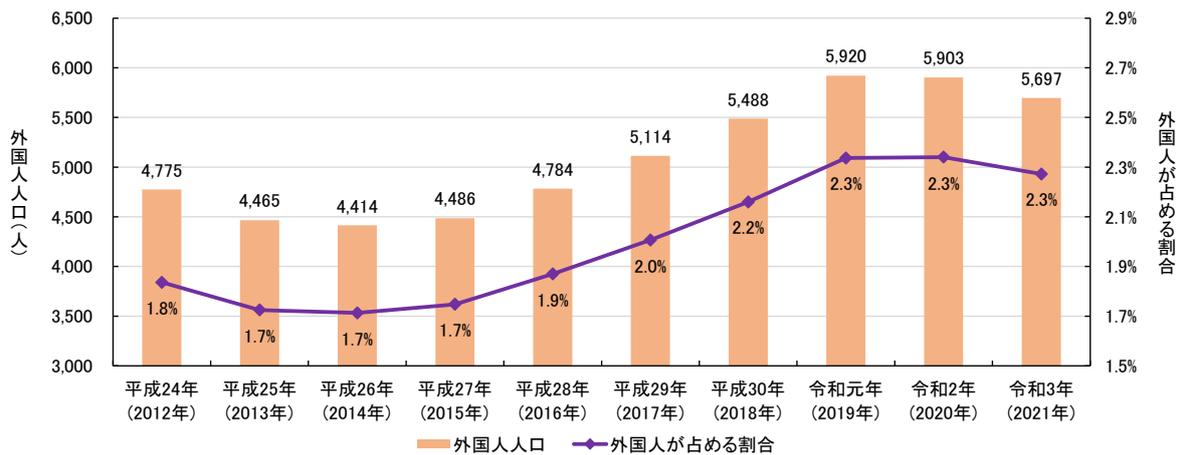
出典：富士市統計書、介護保険事業報告

3) 外国人

本市に在住する外国人は、平成 26(2014)年にかけて減少傾向にありましたが、その後は増加傾向となり、令和 2 (2020)年からは再び減少傾向となっています。

令和 3 (2021)年時点では、5,697 人と総人口に占める割合は 2.3% となっています。

外国人人口の推移

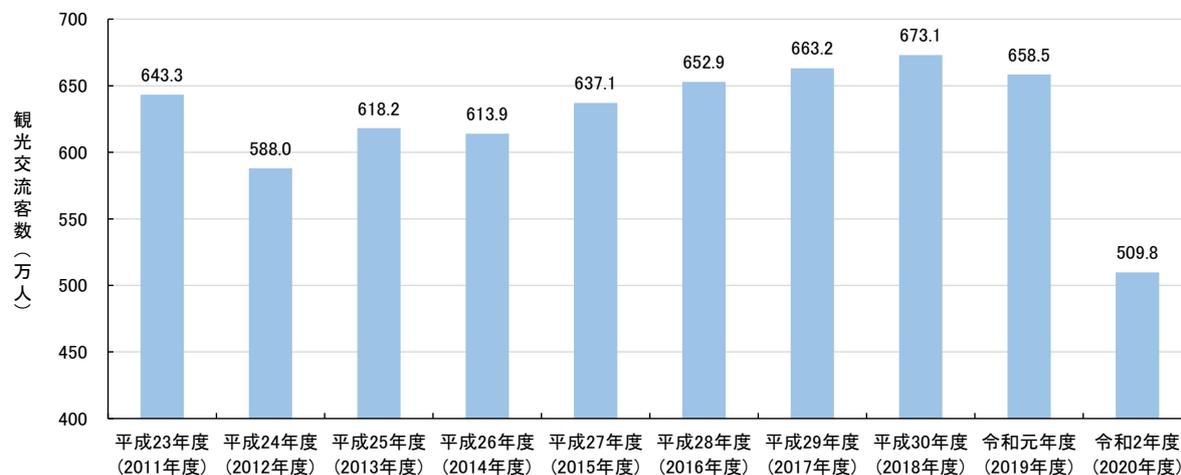


出典：富士市統計書

④ 観光交流客数

本市の観光交流客数は、平成24(2012)年度にかけて減少していましたが、その後増加傾向にありました。しかしながら、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大による行動制限の影響により大きく減少に転じました。

観光交流客数の推移



出典：静岡県統計年鑑

⑤ 公共交通の利用状況

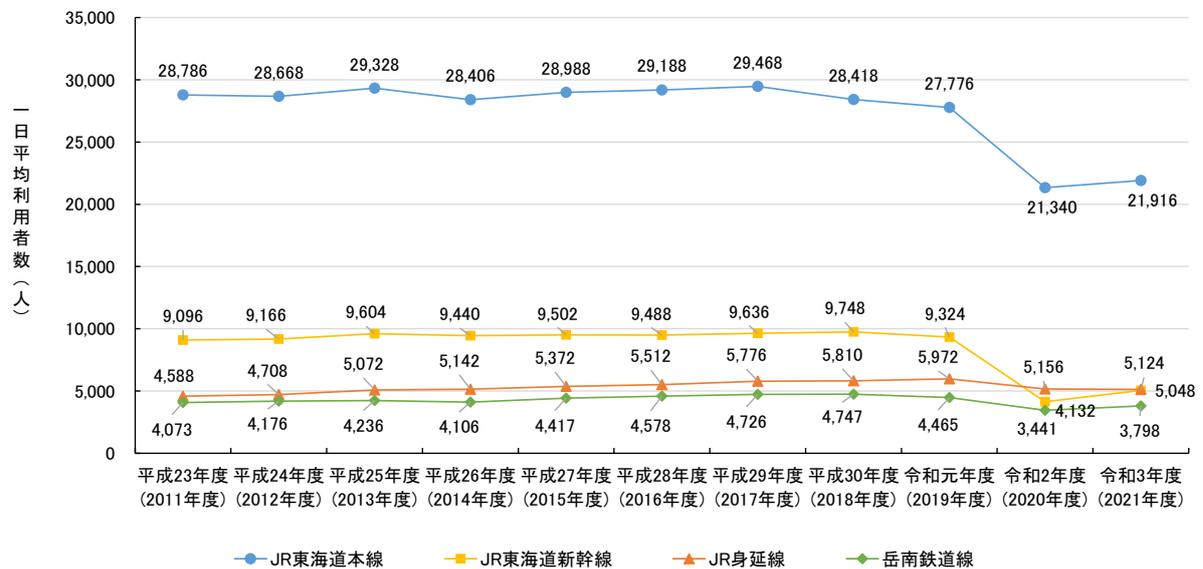
1) 鉄道

本市には、JR 線（東海道本線・東海道新幹線、身延線）、岳南鉄道線が通っています。

路線別の利用者数の推移をみると、JR 東海道本線は概ね横ばい、JR 東海道新幹線と JR 身延線、岳南鉄道線は増加傾向にありましたが、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染拡大による行動制限の影響により大きく減少に転じました。

駅別の利用者数をみると、富士駅、新富士駅、吉原駅（JR 東海道本線・岳南鉄道線）の利用者数が多くなっています。それ以外では令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度の 3 年平均利用者数は富士川駅では 2,476 人、東田子の浦駅では 2,085 人、豎堀駅では 2,052 人となっています。

路線別一日平均利用者数の推移



出典：静岡県統計年鑑

駅別一日平均利用者数の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		(2011年度)	(2012年度)	(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)
JR東海道本線	富士駅	16,326	16,168	16,592	16,230	16,538	16,666	16,924	15,978	15,576	12,180	12,528
	吉原駅	6,420	6,476	6,574	6,404	6,560	6,654	6,716	6,710	6,582	5,206	5,274
	富士川駅	3,132	3,076	3,096	2,934	2,958	2,988	2,968	2,996	2,960	2,230	2,240
	東田子の浦駅	2,908	2,948	3,066	2,838	2,932	2,880	2,860	2,734	2,658	1,724	1,874
JR東海道新幹線	新富士駅	9,096	9,166	9,604	9,440	9,502	9,488	9,636	9,748	9,324	4,132	5,048
JR身延線	豎堀駅	1,912	1,990	2,116	2,068	2,136	2,130	2,156	2,162	2,208	2,044	1,906
	入山瀬駅	1,238	1,272	1,414	1,500	1,572	1,662	1,850	1,882	1,928	1,534	1,596
	袖木駅	652	652	688	720	816	834	874	878	932	822	812
	富士根駅	786	794	854	854	848	886	896	888	904	756	810
岳南鉄道線	吉原駅	2,358	2,440	2,461	2,382	2,543	1,962	2,224	2,238	2,090	1,607	1,662
	吉原本町駅	941	976	961	922	968	1,068	920	903	814	647	709
	岳南富士岡駅	155	137	133	139	171	304	312	323	342	236	280
	本吉原駅	160	168	183	149	160	357	260	258	222	181	198
	岳南原田駅	115	143	153	146	146	216	264	272	249	173	185
	須津駅	78	96	107	120	147	169	180	170	178	151	200
	ジヤトコ前駅	39	51	53	57	56	107	162	165	175	151	182
	岳南江尾駅	28	46	46	56	62	157	155	167	161	118	164
	神谷駅	43	59	67	75	85	117	117	119	125	94	135
	比奈駅	155	61	72	59	80	120	133	131	109	84	83

：基本構想策定済の駅

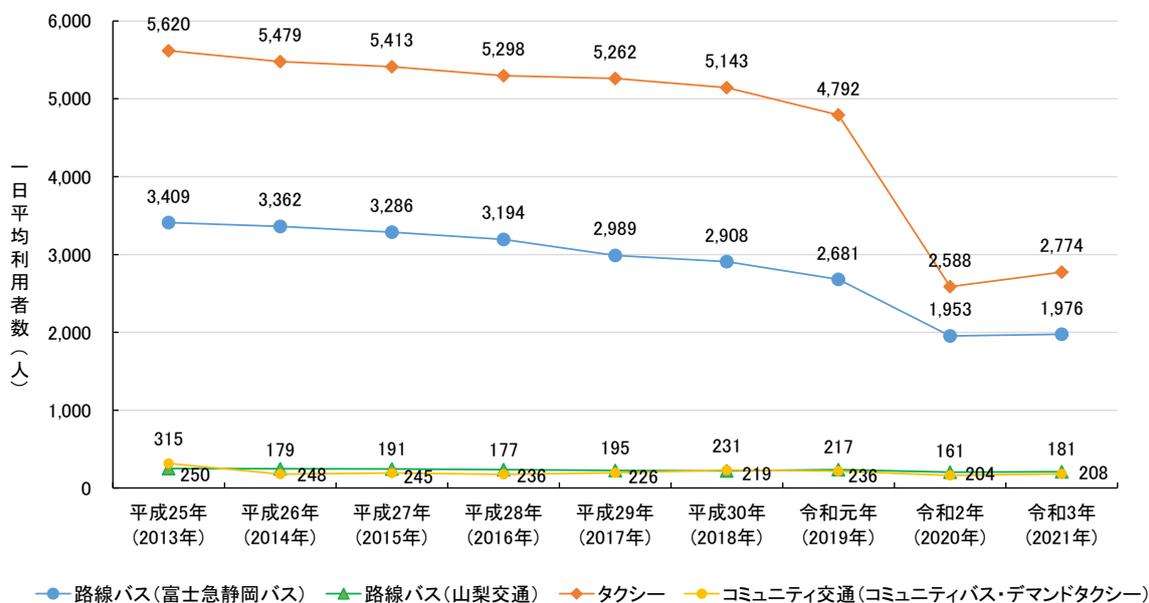
※JR 線は乗車人員を 2 倍にして利用者数に換算、岳南鉄道線は年間乗車人員を一日平均利用者数に換算

出典：静岡県統計年鑑（※富士市加工）

2) 路線バス・コミュニティ交通

鉄道以外の公共交通の利用者数をみると、タクシーや路線バス（富士急静岡バス）の利用者数が多くを占めますが、全体的に減少傾向にあります。令和2（2020）年は、新型コロナウイルス感染拡大による行動制限の影響により、大きく減少しました。

一日平均利用者数の推移

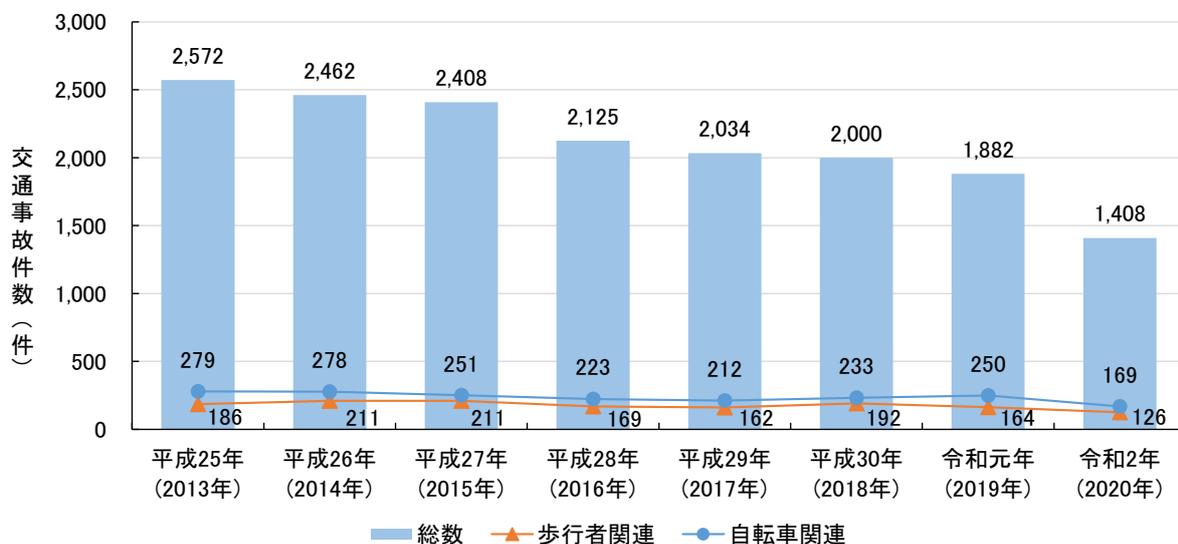


出典：富士市統計書

⑥ 交通事故発生状況

本市における交通事故件数は減少傾向にあります。歩行者関連事故、自転車関連事故も減少傾向にあります。交通事故件数全体に比べて減少の速度は緩やかです。

交通事故件数の推移



出典：富士市統計書

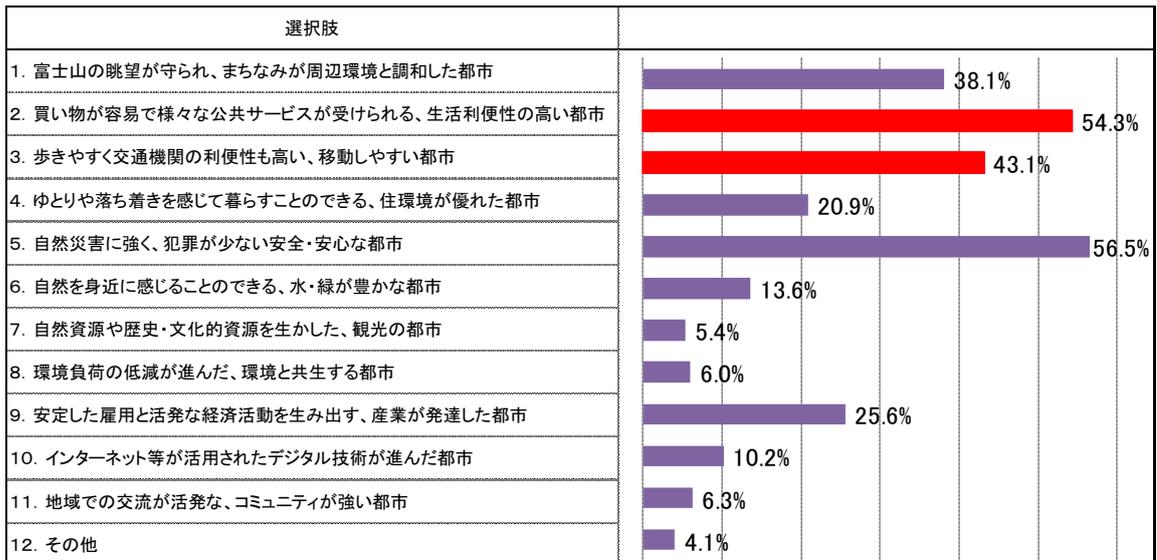
⑦ 市民意向

令和3(2021)年10月に実施した「第三次富士市都市計画マスタープラン」の策定に伴う市民アンケートにおける「将来どのような都市になったらよいと思いますか」の設問に対する回答をみると、「買い物が容易で様々な公共サービスが受けられる、生活利便性の高い都市」が54.3%、「歩きやすく交通機関の利便性も高い、移動しやすい都市」が43.1%を占め、日常的な移動環境等の利便性が求められています。

期待する将来都市像に対する市民アンケート調査結果

「将来どのような都市になったらよいと思いますか」

n = 2,728



出典：令和3年度 富士市都市計画マスタープラン策定に伴う市民アンケート調査

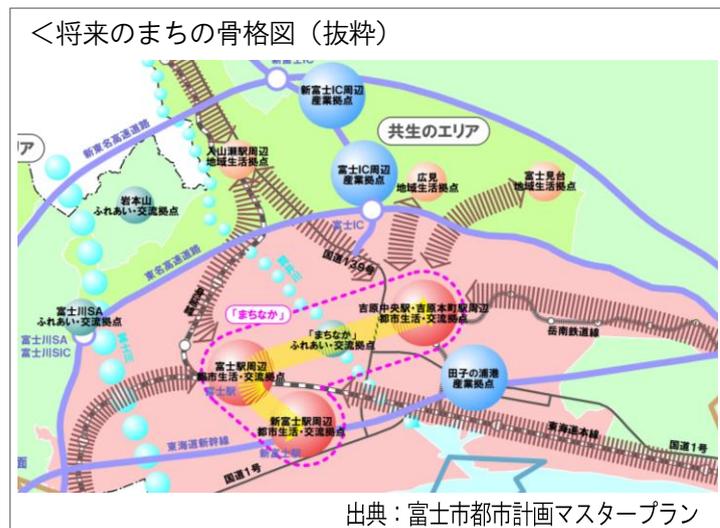
(2) 上位計画におけるまちづくりの考え方

上位計画の「第六次富士市総合計画」や「富士市都市計画マスタープラン」では、人口減少やさらなる高齢化を見据え、「集約・連携型のまちづくり」を進めることとしています。

- 「集約・連携型のまちづくり」は、生活に必要な施設を公共交通の結節点がある拠点に集約配置し、これらの拠点と各地域が連携したまちづくりを進めていくものです。

- 富士駅周辺・新富士駅周辺及び吉原中央駅・吉原本町駅周辺などの都市生活・交流拠点は、あらゆる人が集まり、交流し、文化・情報の発信などを行う、本市の賑わいの中心地であり、「まちなか」として位置付けています。

- 「まちなか」では、都市の中核機能など重要な都市機能の集約を図るとともに、公共交通のターミナル機能や乗り換え機能の充実を図ります。



(3) 本市のバリアフリー化の現状

吉原駅・吉原本町駅周辺地区や新富士駅周辺における既存の特定事業は全て整備済みとなっていますが、富士駅周辺地区では、4事業が未完了となっています。

各地区の特定事業の進捗

地 区	総事業数	整備済み事業数
富士駅周辺地区	32 事業	28 事業
吉原駅・吉原本町駅周辺地区	15 事業	15 事業
新富士駅周辺地区	4 事業	4 事業

(P40～52 参照)

(4) 本市のバリアフリー化に関する課題

課題1: まちなかや都市拠点においてバリアフリー化を積極的に推進する必要があります。

生活関連施設が集積するまちなかや都市拠点においても、駅や施設間の案内をはじめ、歩道の整備、誘導ブロックなどのバリアフリー化が連続していない箇所がみられます。

各施設を接続する経路を明確にするとともに、施設間のバリアフリー化を推進することによって、まちなかの一体性を強化し、まちなかの利便性向上を図る必要があります。

課題2: 利便性の支障となっている箇所を継続的に見直し、改善・改良を図る必要があります。

駅や施設によっては、既にバリアフリー化が進んでいますが、案内表示が不十分である部分や老朽化が進んでいる箇所もあります。移動の円滑性や安全性、利便性の支障となっている箇所について継続的に見直す必要があります。

また、高齢化が進むことでバリアフリーな環境を必要とされる方が増え、バリアフリーに対するニーズも多様化する中、多くの方が快適に施設等を利用することができるよう改善・改良を図る必要があります。

課題3: バリアフリーを進めていく上で市民の意識向上と心のバリアフリーを進める必要があります。

商業看板の道路へのはみ出しや違法駐輪などのマナー違反によって、バリアフリー化された施設がその機能を果たせていない状況も見受けられます。高齢者、障害者等の方々が、安全かつ快適に駅や道路等の施設を利用するためには、持続性のあるバリアフリー化を市民に周知・啓発することで、公共交通事業者や施設管理者、周辺の住民・商業者の協力など市民のバリアフリーに対する意識を高め、ソフト面の対策である「心のバリアフリー※」を進める必要があります。

※心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方をもつすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。(P30 参照)

2-2 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

本市のバリアフリー化に関する課題を踏まえ、以下のとおり「基本理念」を設定します。

すべての人にやさしい安全・安心・快適に移動できる都市

すべての人にやさしい都市空間の創出を目指します。

(2) 基本方針

設定した「基本理念」のもと、各課題への対応の考え方を「基本方針」として、以下のとおり定めます。

① 快適に移動でき、利用しやすいバリアフリー空間を整備します。

- 都市機能が集積した拠点や生活拠点の形成、既存施設の更新等に併せて、順次バリアフリーのための施設整備を推進し、まちなかや都市拠点、主要な公共交通の結節点を中心にバリアフリー化が波及・実現するような都市づくりを進めます。
- 鉄道・路線バス・タクシー・コミュニティ交通（コミュニティバス・デマンドタクシー等）それぞれの適切な役割分担により、だれもが移動しやすい切れ目のない公共交通体系を構築します。
- 道路管理者及び公共交通事業者、交通安全施設管理者等と連携して、経路上の交通バリアの解消を図ります。

② 利用者の安全・安心を考えた継続的なバリアフリー化の推進と維持管理を図ります。

- バリアフリーの多様化も踏まえ、多くの方々が快適かつ安全に利用できるように、既存施設の更新と機能の充実を図ります。
- バリアフリー化された施設に対して、その機能が継続して維持されるよう適切な維持管理を行います。

③ 「心のバリアフリー」を推進し、バリアフリーに対する市民の意識醸成を図ります。

- 周囲の人々の思いやりや助け合いなどによって、高齢者や身体に障害のある方を含め、だれもがより安全・安心に施設を利用できるよう、すべての市民の参画のもとでバリアフリー化を進めます。
- 市民一人一人の、高齢者や身体に障害のある方に対する理解を深めるための「心のバリアフリー」の推進・啓発を図ります。

バリアフリー化は、SDGsの17の開発目標のうち、「11. 住み続けられるまちづくりを（包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する）」に位置付けられたものですが、その推進にあたっては、「17. パートナーシップで目標を達成しよう（持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する）」の考え方のもと、官民、社会全体のパートナーシップにより取り組みます。

富士市バリアフリーマスタープラン
と関連するSDGsの目標



3 移動等円滑化促進地区の設定

3-1 移動等円滑化促進地区とは

平成 30（2018）年のバリアフリー法の改正により、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組を強化するため、マスタープラン制度が創設され、重点的に取り組む対象地区「移動等円滑化促進地区」の設定について規定されました。

「移動等円滑化促進地区」の要件は、バリアフリー法第 2 条第 23 号において以下のとおり定められておりますが、本マスタープランにおいて「移動等円滑化促進地区」及び生活関連施設、生活関連経路の移動等円滑化に係る方針を示します。

■移動等円滑化促進地区の要件

- 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。
- 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

移動等円滑化促進地区のイメージ



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

3-2 移動等円滑化促進地区の設定

(1) 国の基本方針における「移動等円滑化促進地区」の要件

国の移動等円滑化の促進に関する基本方針において、「移動等円滑化促進地区」の要件は以下のとおりとされています。

要件 1	生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区
	<p>○生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されますが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要です。</p> <p>○生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、原則として、生活関連施設が概ね3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要です。</p>
要件 2	生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区
	<p>○移動等円滑化促進地区は、移動等円滑化を促進すべき地区であることが求められます。</p> <p>○高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性等の観点から総合的に判断して、当該地区において移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められることが必要です。</p>
要件 3	当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区
	<p>○高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化を促進することが、有効かつ適切であると認められることが必要です。</p>
要件 4	境界の設定等
	<p>○移動等円滑化促進地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示することが必要です。</p>

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

(2) 本市における「移動等円滑化促進地区」の要件

国の移動等円滑化の促進に関する基本方針に示された要件を踏まえ、本市における「移動等円滑化促進地区」は、以下のいずれかの要件により選定します。

要件 1	「重点整備地区」として基本構想を策定している地区
	・重点整備地区の設定の考え方は、「移動等円滑化促進地区」の選定要件を概ね満たし、また、当該地区においては基本構想に基づくバリアフリー化事業を実施中であることから、既存の「重点整備地区」を「移動等円滑化促進地区」とします。
要件 2	総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であり、バリアフリー化の促進が特に必要な地区
	・本市の「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略」における「まちなか」へ誰もが安全・円滑な移動ができるように、高齢者、障害者等が利用する機会が多い「まちなか」に位置する鉄道駅（富士駅/吉原本町駅）と接続する鉄道沿線の各駅（1日当たりの平均利用者が2,000人以上の旅客施設 [※] ）を含め、「移動等円滑化促進地区」とします。

※ 1日当たりの平均利用者が2,000人以上の旅客施設

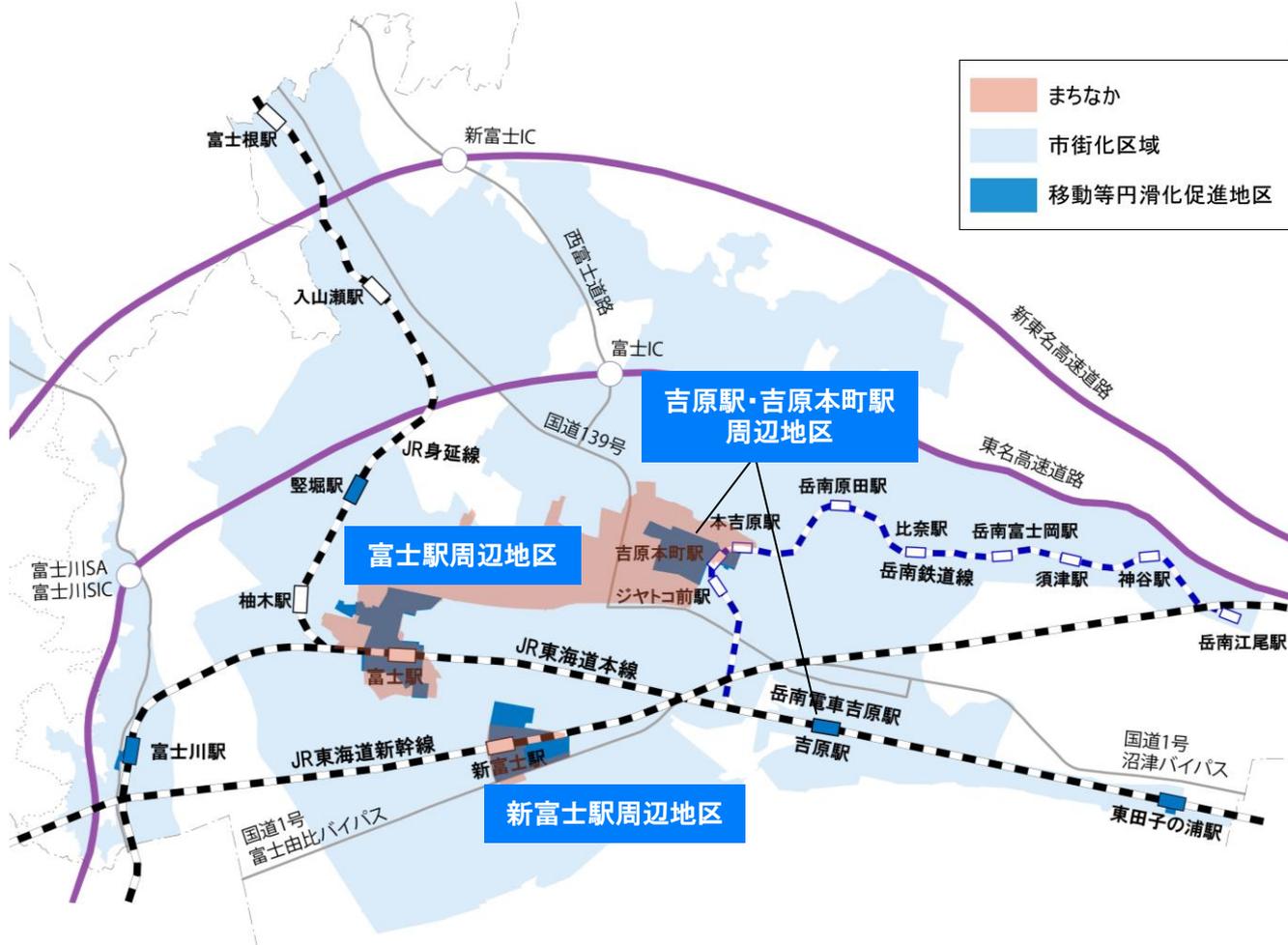
国が掲げる「バリアフリー法に基づく基本方針」において、「地域においてバリアフリー化が必要なものとして基本構想の生活関連施設に位置付けられた1日当たり平均利用者数が2,000人以上の鉄道駅について、原則として全てバリアフリー化すること」を目標としています。

本市は、この目標を鑑み、1日当たり平均利用者数が2,000人以上の鉄道駅について、優先的に選定し、バリアフリー化を進めることとします。

(3) 移動等円滑化促進地区の設定

「移動等円滑化促進地区」の選定要件を踏まえ、本市における「移動等円滑化促進地区」は、既に設定している3箇所の「重点整備地区」（新富士駅周辺地区、吉原駅・吉原本町駅周辺地区、富士駅周辺地区）とします。

本市における移動等円滑化促進地区



駅別一日平均利用者数の推移

(人/日)

		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
JR東海道本線	富士駅	16,666	16,924	15,978	15,576	12,180	12,528
	吉原駅	6,654	6,716	6,710	6,582	5,206	5,274
JR東海道新幹線	新富士駅	9,488	9,636	9,748	9,324	4,132	5,048
岳南鉄道線	吉原駅	1,962	2,224	2,238	2,090	1,607	1,662
	吉原本町駅	1,068	920	903	814	647	709

出典：静岡県統計年鑑（※富士市加工）

3-3 生活関連施設と生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設と生活関連経路の考え方

ガイドラインにおいて、「生活関連施設」と「生活関連経路」の考え方は、以下のとおりとされています。

①生活関連施設の考え方

◆常に多数の人が利用する施設を選定する
○旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、大規模商業施設や公園等は、高齢者、障害者等だけでなく、妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）の多様な来訪者が多いため生活関連施設としての優先度は高くなります。これらについて、施設利用者数や入場者数を考慮し、生活関連施設として設定します。また、国・都道府県・市町村が管理する施設については、率先して生活関連施設に位置付けることにより、民間事業者や住民への啓発を行う等、地域の移動等円滑化をけん引することが重要です。
◆高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する
○老人ホーム・障害者支援施設等高齢者、障害者等が多く居住する施設、福祉サービス施設・老人福祉センター・（障害者）地域活動支援センター等の高齢者、障害者等の利用が多い施設は、生活関連施設としての優先度が高いと考えられます。
（留意点）既に移動円滑化されている施設でも、生活関連施設として位置付ける
○建物や道路といった単体の施設がバリアフリー化されていることに意義があるのではなく、これらの施設が一体的に整備されることに意義があります。このことから、現状で移動等円滑化が図られていると判断される施設についても、そこに至る経路の移動等円滑化が必要である場合には、生活関連施設として位置付けることが望まれます。 ○今後、移動等円滑化基準そのものが見直される可能性もあることから、現状の施設が移動等円滑化基準に適合しているか否かにかかわらず、生活関連施設を設定する必要があります。

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

②生活関連経路の考え方

◆より多くの人を利用する経路を選定する
○生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定する必要があります。
◆生活関連施設相互のネットワークを確保する
(上記以外で生活パターンに即したネットワークを選定する) ○生活関連施設相互の連絡に配慮し、移動等円滑化促進地区内のネットワークを構成することが重要です。また、一つの生活関連施設に対し複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮することが望ましいと考えられます。
◆隣接自治体との連続性を確保する
○生活関連施設が隣接する自治体にある場合には、生活関連経路の連続性を担保しておくことが重要です。隣接自治体と密な協議により連続性のある生活関連経路の設定が望ましいと考えられます。
(留意点) 既に移動円滑化されている経路でも、生活関連経路として位置付ける
○たとえ移動等円滑化が図られている経路であっても、生活関連施設との一体的な移動等円滑化を図る観点から必要と考えられる場合には、生活関連経路として位置付けることが望まれます。また、今後、移動等円滑化基準そのものがスパイラルアップにより見直される可能性もあります。したがって、現状の経路が移動等円滑化基準に適合しているか否かにかかわらず、生活関連経路を設定することが必要です。
(留意点) 特定道路への指定について
○マスタープランにおける移動等円滑化促進地区内の生活関連経路は、地域の実情に応じて柔軟に設定できますが、基本構想における重点整備地区内の生活関連経路は特定道路として指定されることから、マスタープランから基本構想に移行する際には特定道路に指定されることも視野に入れて、設定を検討します。 ○特定道路として指定する道路の要件には、生活関連経路の有無にかかわらず、2以上の特定旅客施設等を相互に接続する道路で、高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものや、この他、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路も含まれ、特に、前者については地方公共団体が国に情報提供を行う必要があります。

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

(2) 生活関連施設と生活関連経路の設定

ガイドラインの考え方を踏まえ、本市における生活関連施設及び生活関連経路の考え方を次のとおり設定します。

なお、基本構想策定の際には、地区の特性や実情を踏まえ、必要に応じて設定を見直します。

①本市における生活関連施設の考え方

■生活関連施設の考え方	
・相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等	

◇富士駅周辺地区		
区分	種別	施設名称
旅客施設等	特定旅客施設	JR 富士駅
	旅客施設	JR 富士川駅 【富士川駅地区】
		JR 東田子の浦駅 【東田子の浦駅地区】
		JR 豎堀駅（身延線）
	その他	富士川駅前自転車駐車場 【富士川駅地区】 東田子の浦駅前自転車駐車場【東田子の浦駅地区】
官公庁等	官公庁施設	富士駅北まちづくりセンター
		富士駅南まちづくりセンター
		富士税務署
		富士警察署柏原駐在所 【東田子の浦駅地区】
教育・文化施設等	学校（避難場所）	富士第一小学校
		富士第二小学校
		富士見高校
	文化施設	富士市交流プラザ（平垣公園・駐車場）
保健・医療・福祉施設	病院	宮下医院
	福祉施設	富士市西部地域包括支援センター
商業・業務施設	商業施設	しずてつストア
	商店街（商業施設）	富士本町商店街振興組合
		ふじえきなんニコニコ商店会
	郵便局	富士郵便局
	金融機関	静岡中央銀行
		スルガ銀行
		静岡銀行（富士川支店） 【富士川駅地区】
		清水銀行（富士駅南支店）
清水銀行（富士川支店） 【富士川駅地区】		
	富士信金（富士駅南支店）	
	富士信金（富士支店）	
宿泊施設	ホテル	ホテルグランド富士
		富士グリーンホテル
		ホテルリブマックス BUDGET 富士駅前
		スーパーホテル JR 富士駅前禁煙館
		スーパーホテル天然温泉富士本館

◇吉原駅・吉原本町駅周辺地区		
区 分	種 別	施設名称
旅客施設等	特定旅客施設（鉄道駅）	JR 吉原駅
	旅客施設（鉄道駅）	岳南電車吉原本町駅
		岳南電車吉原駅
	旅客施設（バスターミナル）	富士急静岡バス吉原中央駅
官公庁等	市民活動センター	富士市民活動センター （コミュニティ f）
	公共職業安定所	ハローワーク富士
教育・文化施設等	体育館	富士市立富士体育館
保健・医療・福祉施設	病院	聖隷富士病院
		芦川病院
	高齢者就業センター	富士市シルバー人材センター
商業・業務施設	商店街（商業施設）	吉原商店街振興組合
		吉原東本通り三丁目商店街
		岳南商店街

◇新富士駅周辺地区		
区 分	種 別	施設名称
旅客施設等	特定旅客施設	JR 新富士駅
商業・業務施設	展示場	ふじさんめっせ

ただし、旅客施設については、利用者数の推移を注視し、旅客施設管理者（東海旅客鉄道（株）（JR）等）と協議のうえ、必要に応じて各地区において事業化するものとします。

②本市における生活関連経路の考え方

■生活関連経路の考え方

- ・ 旅客施設と生活関連施設間の経路
- ・ 生活関連施設相互間の経路
- ・ 移動等円滑化のための事業実施が特に必要と考えられる経路

◇富士駅周辺地区

- ・ 生活関連施設が立地する都市拠点であり、特定旅客施設（富士駅）を核に、日常生活や余暇活動を含めた都市活動を支える交通動線に対応した生活関連経路を設定
- ・ 特定旅客施設（富士駅）へのマイカー利用にも配慮

【富士川駅地区/東田子の浦駅地区】

- ・ 旅客施設（富士川駅/東田子の浦駅）を核に、日常的な都市活動を支える交通動線に対応した生活関連経路を設定

◇吉原駅・吉原本町駅周辺地区

- ・ 「まちなか」の一部を形成する旅客施設（吉原本町駅）を核に、主に日常生活を支える交通動線に対応した生活関連経路を設定
- ・ 交通結節機能を高める旅客施設間（JR 吉原駅・岳南電車吉原駅）に生活関連経路を設定

◇新富士駅周辺地区

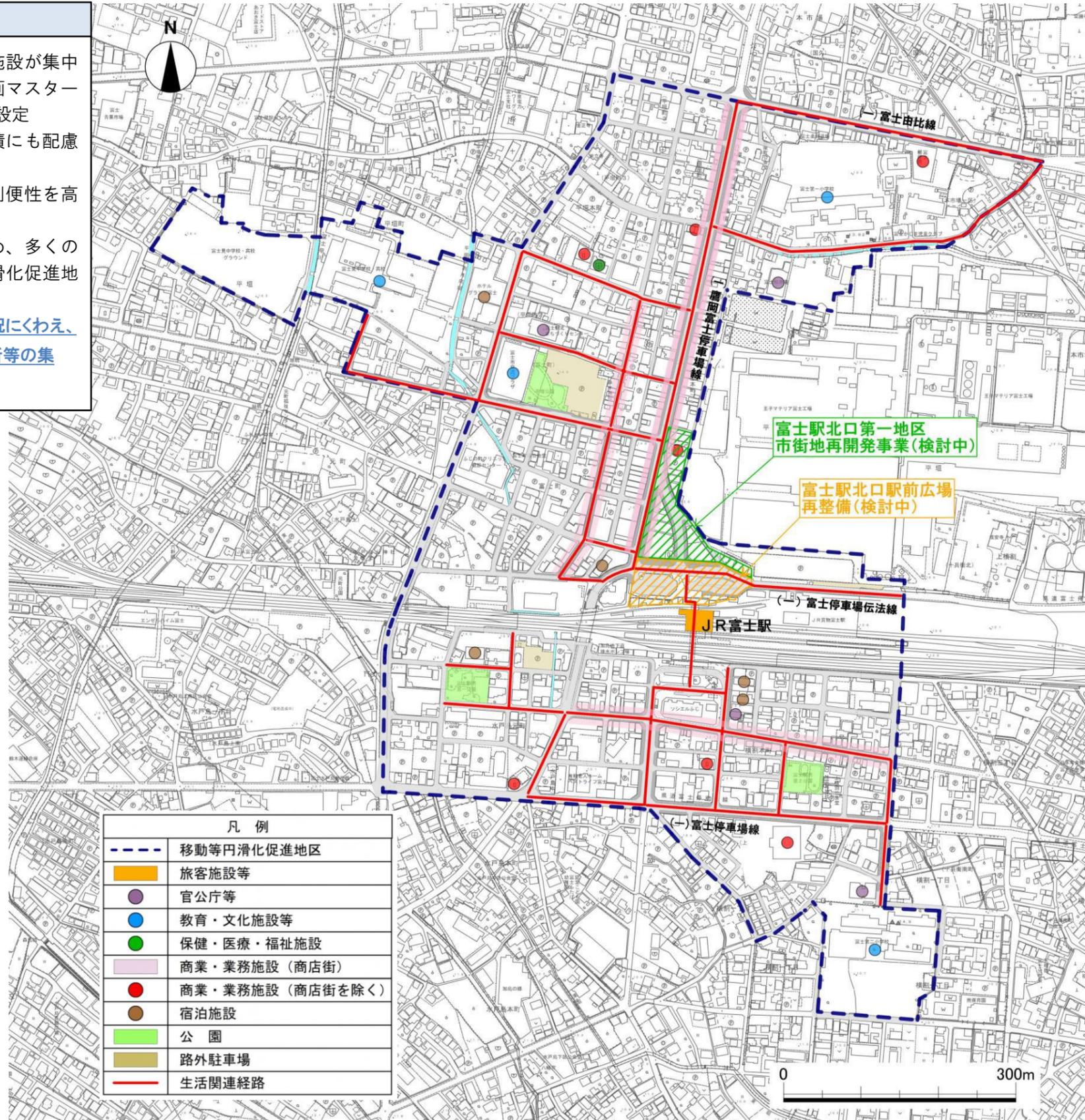
- ・ 地方拠点都市地域であり、特定旅客施設（新富士駅）を核に、展示場へアクセスする生活関連経路を設定

◇富士駅周辺地区における生活関連施設と生活関連経路

設定の考え方

- 富士駅を中心とした、生活関連施設が集中する商業系地域の範囲（都市計画マスタープランにおける「まちなか」）を設定
- 周辺の教育施設（避難所）の集積にも配慮して設定
- 交通結節点である富士駅の交通利便性を高めるために必要な区域を設定
- 心のバリアフリーを推進するため、多くの来街者が集まる区域を移動等円滑化促進地区として設定

⇒特定旅客施設周辺の施設の集積状況に比べ、富士駅の位置付け(まちなか、避難所等の集積、交通結節点)を考慮して設定

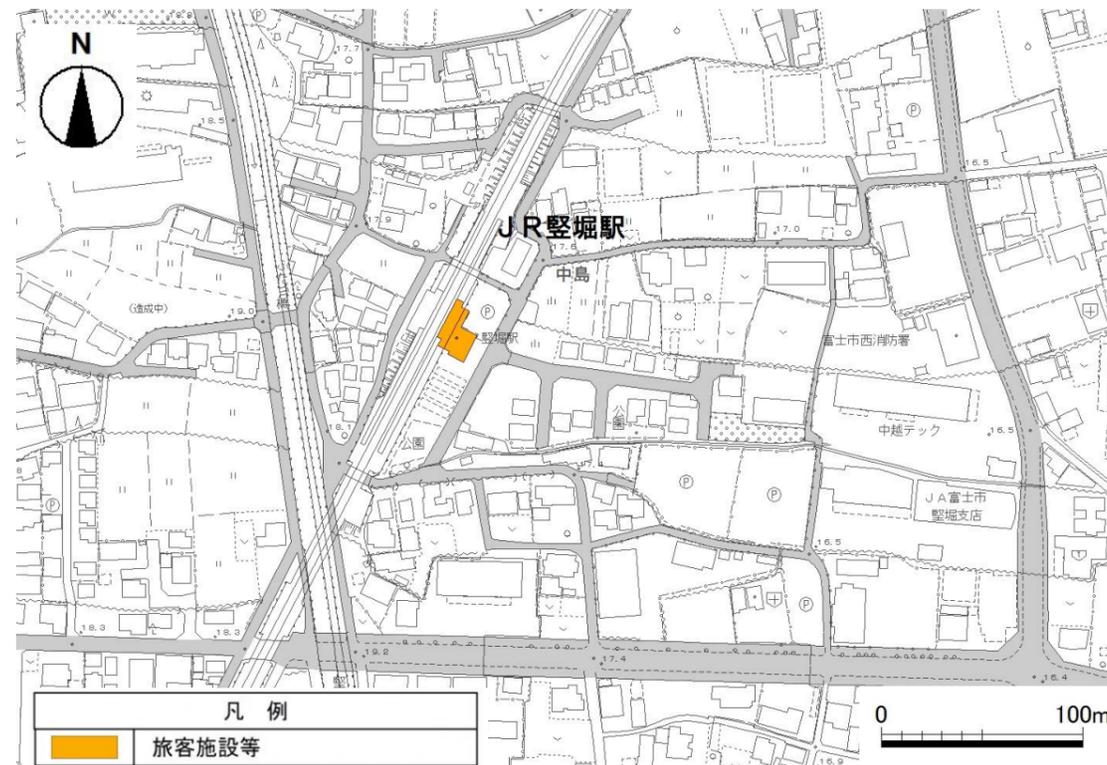
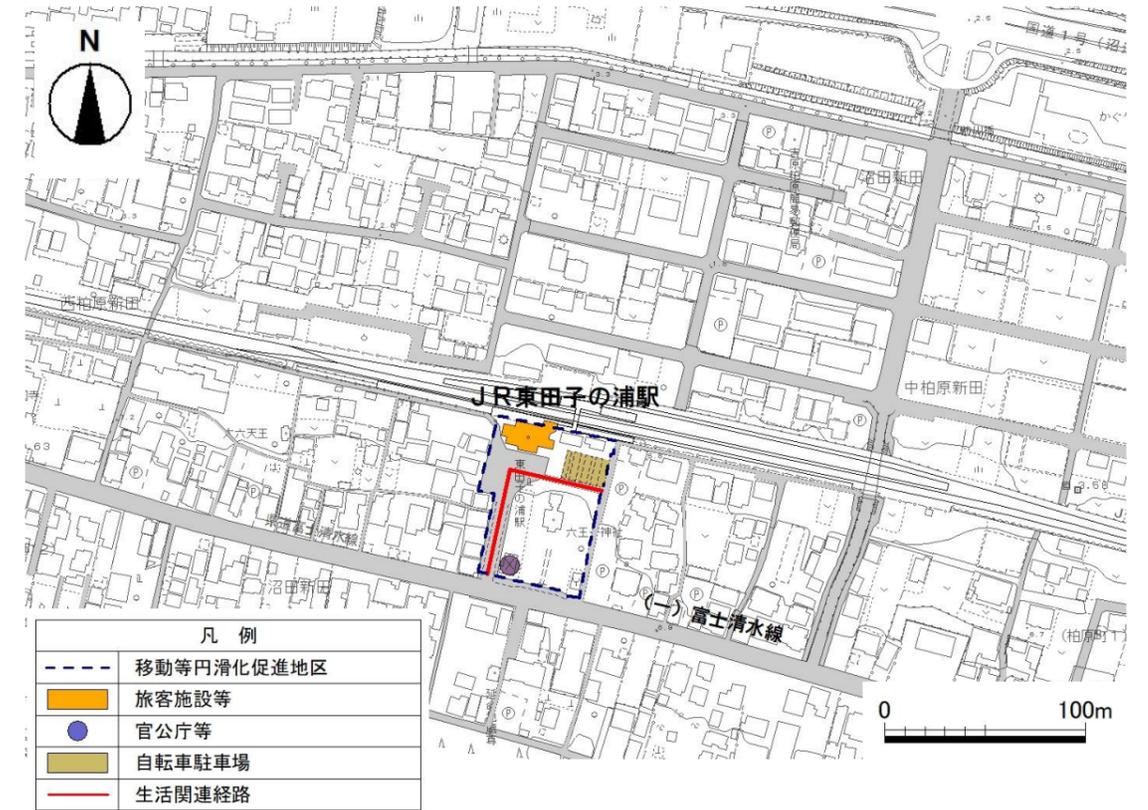
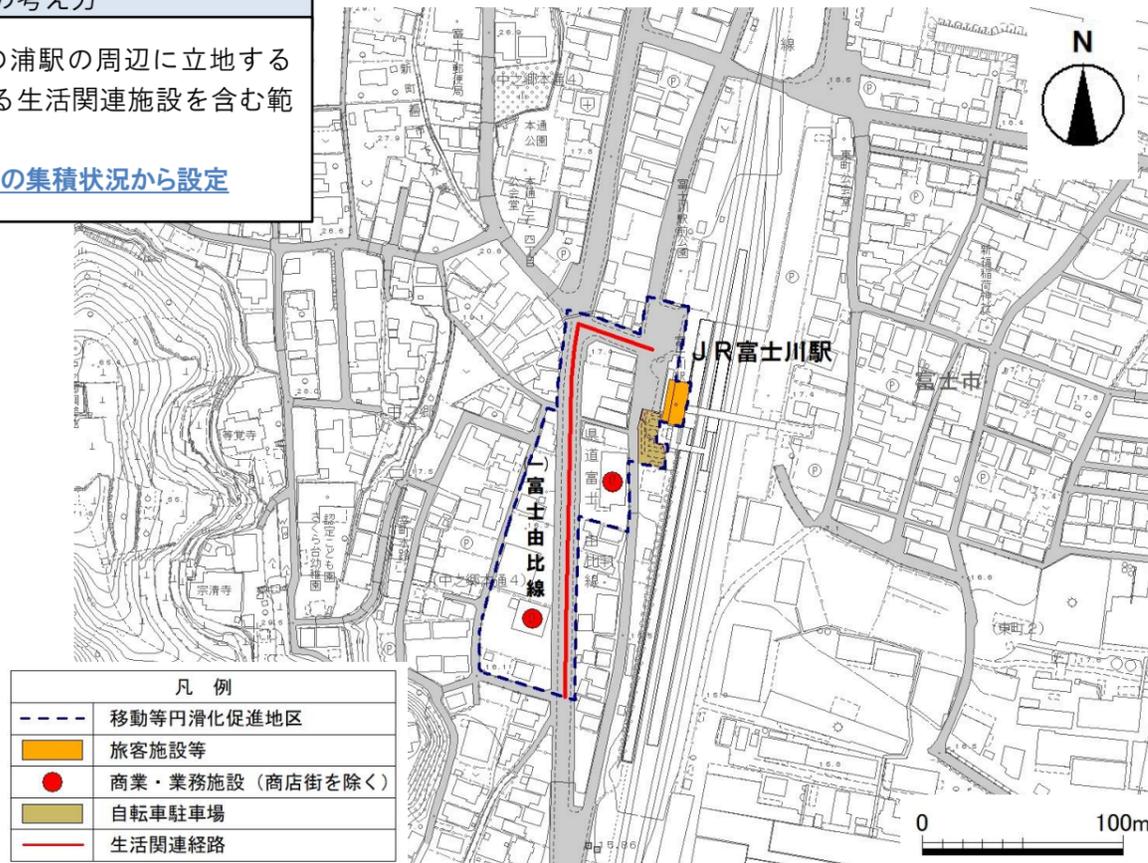


富士駅周辺地区の移動等円滑化促進地区

設定の考え方

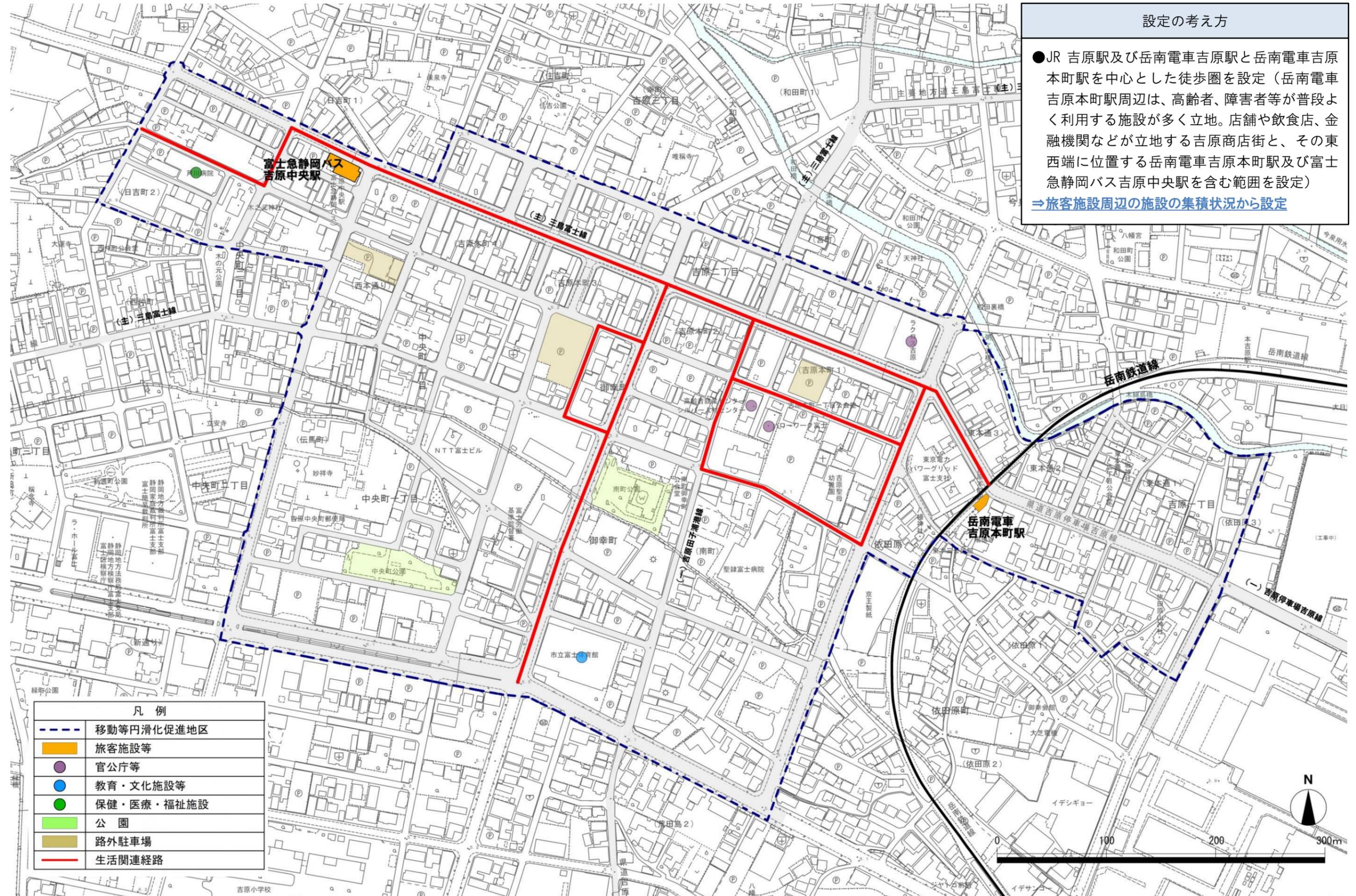
- 富士川駅/東田子の浦駅の周辺に立地する日常的に利用される生活関連施設を含む範囲を設定

⇒旅客施設周辺の施設の集積状況から設定

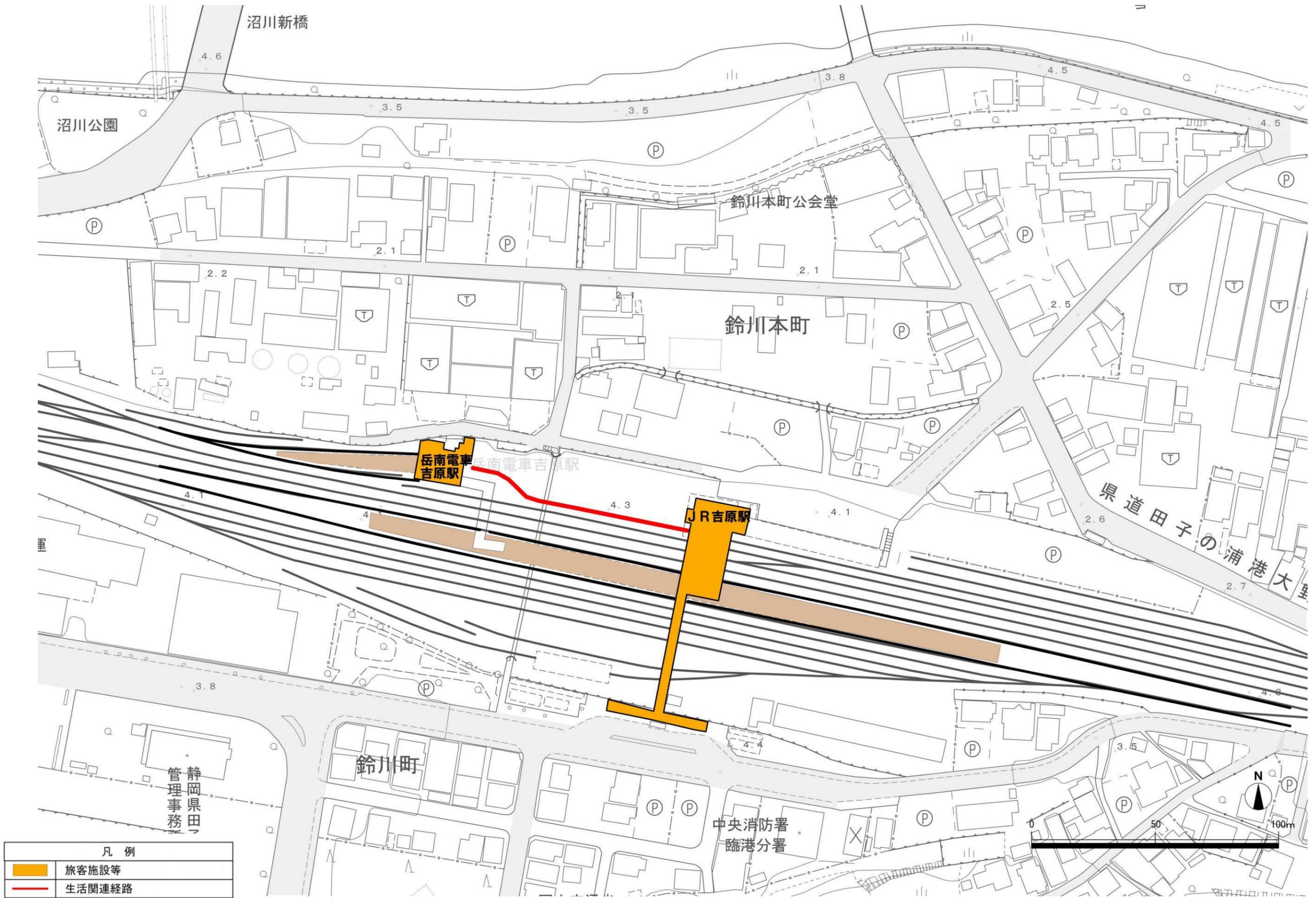


富士駅周辺地区の移動等円滑化促進地区と生活関連施設（富士川駅・東田子の浦駅・壱堀駅）

◇吉原駅・吉原本町駅周辺地区における生活関連施設と生活関連経路



吉原駅・吉原本町駅周辺地区の移動等円滑化促進地区（吉原本町駅）



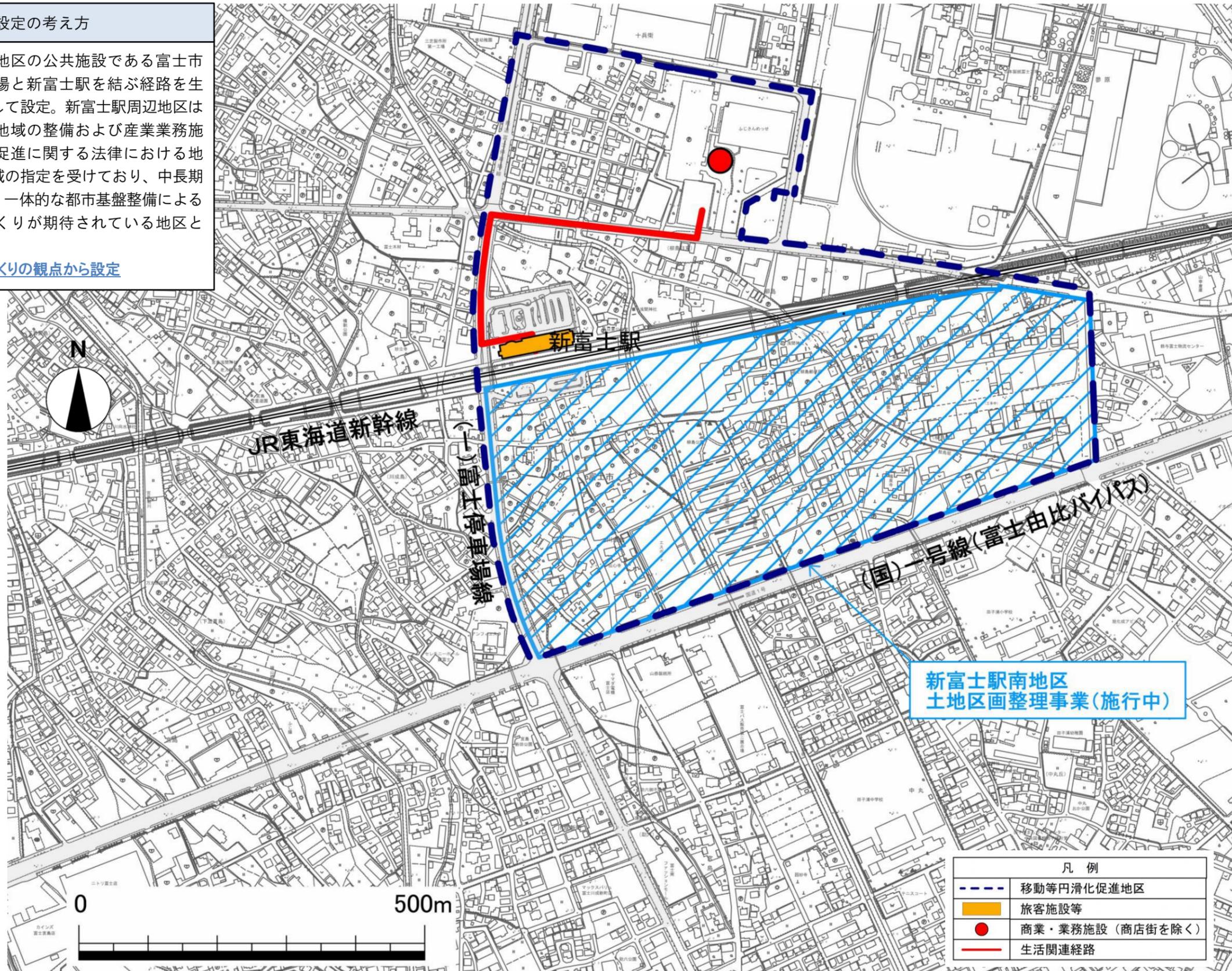
吉原駅・吉原本町駅周辺地区の生活関連施設及び生活関連経路（吉原駅）

◇新富士駅周辺地区における生活関連施設と生活関連経路

設定の考え方

●新富士駅北側地区の公共施設である富士市産業交流展示場と新富士駅を結ぶ経路を生活関連経路として設定。新富士駅周辺地区は地方拠点都市地域の整備および産業業務施設の再配置の促進に関する法律における地域拠点都市地域の指定を受けており、中長期的視野のもと、一体的な都市基盤整備による新たなまちづくりが期待されている地区として設定

⇒長期的なまちづくりの観点から設定



新富士駅周辺地区の移動等円滑化促進地区

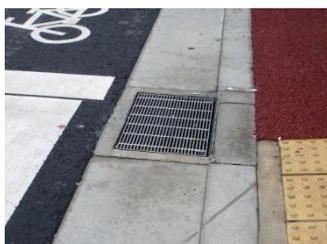
3-4 移動等円滑化促進地区における取組方針

既存の重点整備地区における取組状況やバリアフリー整備ガイドライン等を踏まえ、本市の「移動等円滑化促進地区」における取組方針を、以下のとおり設定します。

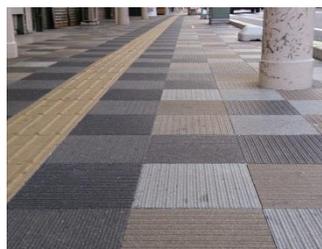
本市の「移動等円滑化促進地区」における取組方針

■ 道路

- ▶ 車いす利用者や視覚障害者、自転車利用者の利用を考慮した歩道の段差、勾配、凹凸の解消（マンホール、グレーチング蓋などの工作物については、バリアフリーに配慮した施工の実施）
- ▶ 連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックなどの設置
- ▶ エスコートゾーンや歩行者用信号機音響装置の整備・点検
- ▶ 歩道のない区間における安全な歩行空間の確保（歩行空間の明確化等）
- ▶ 歩道上の障害物除去等による有効幅員の確保
- ▶ 滑りにくい舗装への改良
- ▶ 自動車の速度抑制対策の検討
- ▶ 歩車分離信号への改良・周知や青時間の適正化
- ▶ 車いす利用者と視覚障害者の双方を考慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置



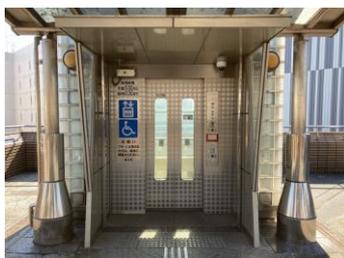
バリアフリーに配慮した
グレーチング蓋のイメージ



歩道の滑りにくい舗装のイメージ

■ 建築物

- ▶ 施設の出入口の段差・勾配の解消
- ▶ 車いす利用者が利用しやすいスロープ勾配や通路幅の確保
- ▶ 車いす利用者や視覚障害者の利用に考慮した扉や建具の整備
- ▶ 多機能トイレの整備



障害者対応型エレベーターのイメージ



多機能トイレ設置のイメージ

■ 駐車場

- ▶ 障害者専用スペースの確保と出入口までの動線の確保
- ▶ 雨天時などでも濡れずに利用できるような経路の確保
- ▶ 駐車場出入口と歩道の勾配の解消
- ▶ 一般利用者へのマナー周知（健常者の障害者専用スペース利用の自粛等）



透水性舗装のイメージ



障害者用駐車場と通路のイメージ

■ 公共交通

- ▶ トイレやエレベーター、乗車位置などの分かりやすい案内表示、音声案内の設置検討
- ▶ 障害の特性を踏まえた見やすい料金表や券売機の整備
- ▶ 自動ドアやエレベーターなど駅構内の経路の確保
- ▶ 多機能トイレや内方線などのバリアフリー設備の整備
- ▶ 緊急ボタンなど緊急時の連絡手段、コミュニケーション手段の確保
- ▶ バス停における目的地やダイヤなどの分かりやすい情報提供
- ▶ バス停の上屋やベンチなど待機空間の整備
- ▶ ユニバーサルデザインに配慮した車両の導入



触知案内図のイメージ



車椅子使用者優先の休憩スペースのイメージ

■ 都市公園

- ▶ 段差や勾配を解消し、障害のある方にも利用しやすい公園の整備
- ▶ ユニバーサルデザインに配慮した標識の整備



駐車場と園路のイメージ



トイレ標識のイメージ

■ 案内、情報提供

- ▶ 一方通行区間や自転車走行禁止エリアなど交通規制の分かりやすい標示
- ▶ バス停位置など分かりやすい情報提供
- ▶ 駅などの交通結節点における観光案内の拡充
- ▶ 観光地などにおけるバリアフリー情報の事前発信
- ▶ 障害の特性を踏まえた見やすく、分かりやすい経路案内の整備
- ▶ 外国人にも配慮した標示



歩行者用案内標識のイメージ



著名地点を表示する案内標識のイメージ

出典：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

■ その他

- ▶ 不法占有（駐車・看板・自転車）などの解消のための住民マナーの向上
- ▶ 心のバリアフリーに関する意識醸成
 - ・ ヘルプマーク・ヘルプカード
 - ・ ゆずりあい駐車場制度（利用証の交付）
 - ・ 福祉体験学習（小中学校）
 - ・ 障害者スポーツ教室の開催

など

4 バリアフリーマスタープランの実現に向けて

4-1 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進

(1) 心のバリアフリー

高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活を送ることができるようにするためには、施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について市民一人ひとりが関心を持ち、理解を深め、自然に支え合うことができるようにする「心のバリアフリー」（ソフト面）の推進が重要です。

「心のバリアフリー」とは

様々な心身の特性や考え方をもちすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

- 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

出典：ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

(2) 心のバリアフリーの推進における役割

「心のバリアフリー」の取組の推進については、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、国、地方公共団体、施設設置管理者、住民のそれぞれについて、担っていくべき基本的な役割が示されています。

国、地方公共団体、施設設置管理者においては、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて心のバリアフリーを推進することに努めることとされています。また、住民においては、高齢者、障害者等の移動等円滑化や施設利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならないこと、駐輪・駐車マナー、必要に応じた高齢者、障害者等の支援において積極的に努力することなどとされています。

心のバリアフリーの推進については、これらの役割をそれぞれが理解し、協力して取組を進めていく必要があります。

(3) 心のバリアフリーの推進のための取組

市民やその他関係者の心のバリアフリーに対する理解の増進と協力の確保を図るためには、行政や関係団体、施設設置管理者等が啓発活動を継続して行っていくことが重要です。

本市では、自己啓発を行うとともに、市民等への啓発活動を行うことにより、高齢者、障害者などへの理解の浸透、施設の適正利用の喚起、思いやりの心の育成などを図り、利用者自らが「心のバリア」を取り払うための、ソフト的な環境整備も積極的に推進していくこととします。

『認知症サポーター制度』

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者を増やすことにより「認知症になっても誰もが安心して暮らし続けられるまち」を目指し、「認知症サポーター養成講座」を月1回開催しています。

受講修了者には、富士市版の認知症サポーターカードとステッカーを配布し、認知症の人やその家族が声を掛けやすいように目に入る箇所に貼ってもらっています。

また、行方不明になるおそれがある方にはQRコード付きの安心おかえりシールを配布し、地域の方々の声かけや見守りへの協力をお願いし、認知症の人が安全に外出できる地域づくりにも取り組んでいます。

(高齢者支援課)



認知症サポーター
ステッカー



安心おかえりシール

『ヘルプマーク・ヘルプカード』

ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人々が、日常生活や災害時などで困った時に周囲に示すことで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。市では、ヘルプマークの配布に加え、緊急連絡先や必要な支援内容等を記載するヘルプカードの作成・配布を行っています。

(障害福祉課)



ヘルプカードのイメージ



ヘルプマークのイメージ

『ゆずりあい駐車場制度（利用証の交付）』

（障害福祉課）

ゆずりあい駐車場制度は、公共施設や商業施設等に整備されている身体障害者用駐車場に車いす利用者等歩行が困難な方々が、安心して駐車できるように、利用証を交付し、駐車時に車両のルームミラーに掲げてもらうことで必要な人を「見える化」できる環境づくりを促進するものです。



利用証のイメージ

『市民福祉まつり』

（障害福祉課）

昭和 56(1981)年度からの国際障害者年からノーマライゼーションの理念に基づき、あらゆる人が気軽に心地よく触れ合える場を創出し、福祉への理解を深め、共に生きるまちづくりを目指すため、市民ボランティア、各種団体、企業、富士市社会福祉協議会、行政の協働により毎年実施している事業です。

令和 3 (2021)年度は、Y o u T u b e を利用した動画配信、パネル展、S N S での情報発信を実施しています。

『手話の普及・啓発に向けて』

（障害福祉課）

「富士市手話言語条例」が令和 4 (2022)年 4 月 1 日施行され、富士聴覚障害者協会の皆さんなどと協働して、「手話は言語である」という認識に基づき、手話の理解および普及並びに地域における手話を使用しやすい環境の構築を進め、誰もが手話を使って安心して暮らせるまちの推進を目指しています。

『避難所運営マニュアル』

（防災危機管理課）

本市では、地域が主体となり、指定避難所となる小中学校等や市が協力しながら、各指定避難所で「避難所運営マニュアル」の策定を進めています。マニュアル策定の際には、要配慮者スペースや要配慮者支援班を設定するなど、「誰一人取り残さない防災」を目指しています。また、マニュアル策定後には、指定避難所ごとにマニュアルの勉強会や避難所運営訓練を実施するよう呼びかけるなど、避難所における心のバリアフリーを促進するための取組を推進しています。



勉強会の様子

『障害者スポーツ教室の開催』

(文化スポーツ課)

「第三次富士市スポーツ推進計画」に基づき、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、多くの市民が自主的かつ積極的にスポーツに参加することができるよう配慮したイベント・講座を開催し、参加者の交流を図ることで障害のある人に対する理解を深めるとともに、誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進しています。また、障害のある人が実施する活動への支援についても積極的に行っています。



スポーツ教室の様子

『福祉体験学習（小中学校）』

(学校教育課)

福祉に関する知識や情報を得て、体験活動を行うことによって、障害者や高齢者などの生き方や取り巻く課題を学び、実践的な態度を育成します。

その上で、体験活動で得た課題を追究し、個人として、また社会として何をすべきなのかを地域に発信するとともに、障害者や高齢者への理解、いじめのない学級づくりなど、生徒の実生活につながるようにしています。



高齢者体験



アイマスク体験



車椅子体験

『バリアフリー等に関する企画展の開催』

(中央図書館)

障害者週間に、障害のある方への理解を深めるための本の企画展を開催しています。特集コーナーでは、読むことに障害のある方に配慮して作られた「点字つきさわる絵本」「ＬＬブック」の展示を行っています。

また「世界自閉症啓発デー」「世界アルツハイマー月間」等に合わせて関連図書の展示・貸出を行っています。

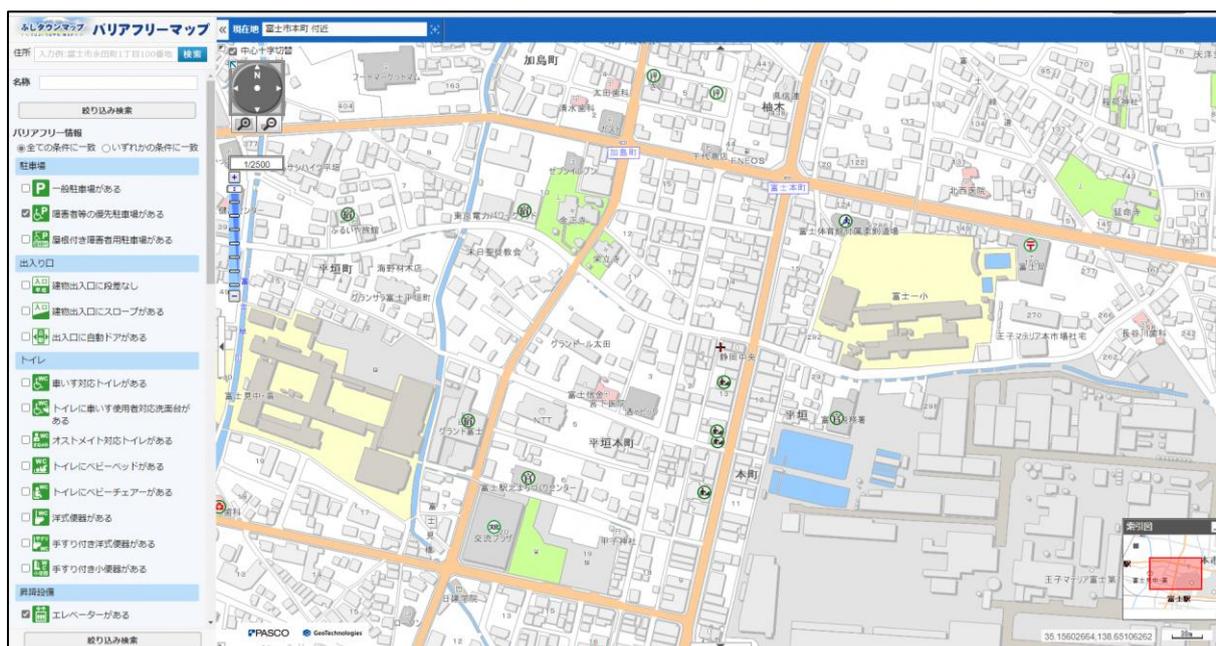


企画展の様子

4-2 バリアフリーマップの活用

本市では、誰もが安心して社会参加や子育てができるまちづくりを進めており、その一環として、出入り口の段差の有無、車いす対応のトイレや授乳室などのバリアフリー情報を掲載する「バリアフリーマップ」を作成し、市ウェブサイト上で公開しています。

今後も「バリアフリーマップ」に掲載する施設等の募集を継続して行い、掲載内容の充実を図るとともに、多くの市民に利用いただけるよう周知、啓発に努めます。



4-3 多様な情報提供手段の普及

視覚や聴覚、言語障害者等にとって、日常生活の場面における情報アクセス・コミュニケーションの保障や支援は十分とはいえません。

障害者権利条約（平成 18(2006)年国連）では、「手話や文字表示、触覚等あらゆる形態の意思疎通を障害者が自ら選択し、それによって表現及び意見の自由についての権利を行使することを確保する措置を取る事」が規定されていることから、より一層の支援の充実が求められています。

情報アクセス・コミュニケーション施策として、身近な取組から、情報提供装置や ICT を活用する等のハード整備と一体化した取組まで、様々な形態が考えられます。

『音声行政情報提供事業』

(障害福祉課)

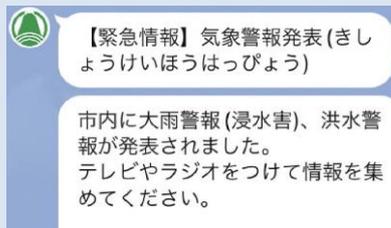
広報ふじ、福祉のしおり等について富士市社会福祉協議会へ委託し、ボランティアの協力により、CD・カセットテープに録音し、希望者への貸し出しを行い、安心して暮らすことができるまちを目指しています。

この他に、視覚障害をお持ちの方に提供をする「音声コード付き文書」や、個々に必要に応じて「点字文書」・「拡大文字文書」等の文書行政情報等の提供もしています。

『同報無線放送のメール・LINE サービス』

(防災危機管理課)

同報無線放送での災害情報や市からのお知らせについて、メールや本市の公式LINEで確認することができるサービスを行っています。



公式LINE



メールサービス

『アクセシビリティに配慮した市ウェブサイト』

(シティプロモーション課)

市ウェブサイトはアクセシビリティに配慮し、作成しています。高齢者や障害者などの心身の機能に制約のある人を含め誰に対しても、ウェブサイトで提供している情報がきちんと伝わり、誰もが提供している機能やサービスを問題なく利用できるよう、心がけています。

ウェブページの内容を音声読み上げソフトを利用して見ている方のために、画像や動画に文字による説明の記載、読み上げソフトの特性を配慮した構成、記号や形だけで表現しないような表記ルールの作成などを徹底しています。

さらには、毎年、各所属でウェブページを作成する担当者向けに研修会を実施し、アクセシビリティへの配慮について説明しています。



市ウェブサイト

『アクセシビリティに配慮した広報紙』

(シティプロモーション課)

広報紙の文字は、ユニバーサルデザインフォント（UDフォント）を使用しています。UDフォントは、目の不自由な人も含め、より多くの人を読みやすく、誤読されにくいように考慮した書体です。

また、色の使用についてもカラーユニバーサルデザインに配慮し、色の見え方が一般と異なる（先天的な色覚異常、白内障、緑内障など）人にも情報がきちんと伝わるような色使いを心がけています。



広報ふじ

『多様な情報提供手段の普及』

(市民活躍・男女共同参画課)

本市に住む外国人の日常生活の場面における、情報アクセスやコミュニケーション支援のため、住まい、教育、年金、医療等の生活情報を6か国語とやさしい日本語で市のウェブサイトへ掲載したり、INFOBOXという生活情報誌を作成し、外国人転入者に配付しています。

また、国際交流ラウンジに6か国語の言語スタッフを配置、市の市民活躍・男女共同参画課に2か国語の言語スタッフを配置して外国人市民の生活相談等に対応しています。

4-4 届出制度等による事業内容の調整

マスタープランにおける移動等円滑化促進地区では、「旅客施設の建設、道路の新設等であって、他の施設と接する部分について移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのある行為を行おうとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する三十日前までに市町村に届け出ること」とされています。

市は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると考えられる場合、届出者に対し必要な措置の実施を要請できることとなっており、これによりバリアフリー化に配慮した事業内容への調整を図ります。

届出対象となる施設及び行為は次のとおりです。

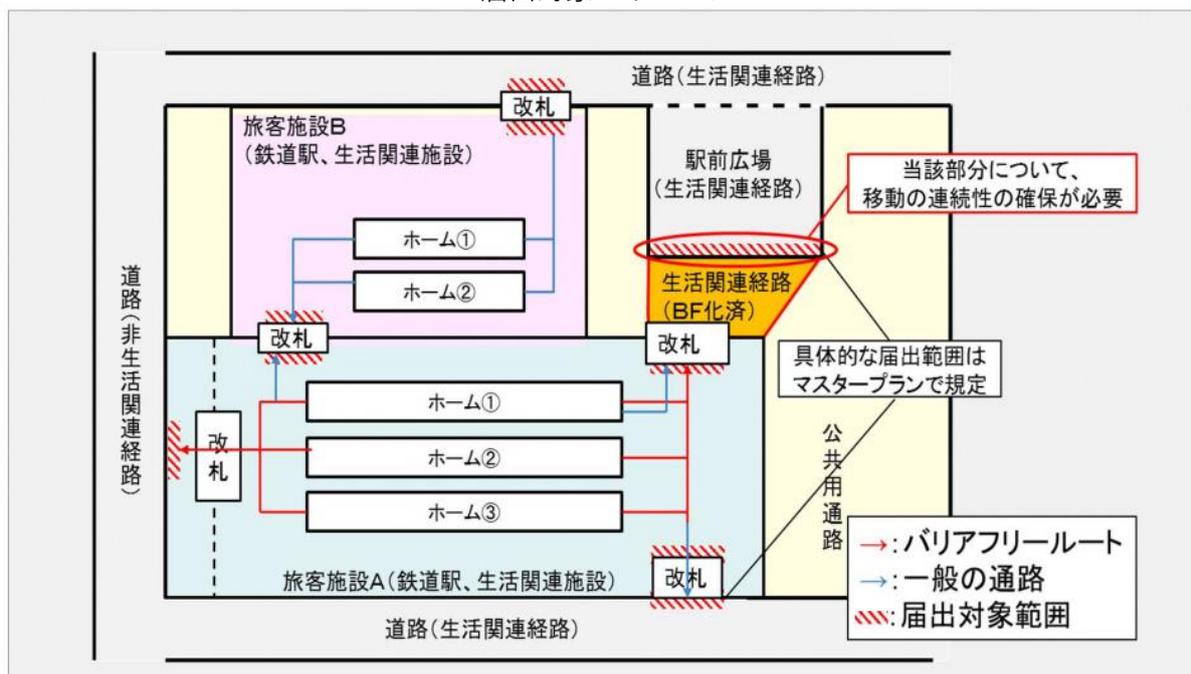
届出対象となる施設及び行為

届出施設	届出対象となる行為（施行令第26条）
旅客施設 (生活関連施設)	下記の部分の新設又は構造著しくは配置の変更 <ul style="list-style-type: none"> ホームから他の旅客施設（生活関連施設）との間の経路 ホームから生活関連経路である道路（駅前広場を含む道路法による道路）との間の経路 当該施設に接する公共用通路※1等（道路以外）※2との間の経路 ホームから連続したバリアフリールートとなる出入口
道路 (生活関連経路)	下記に接する道路（駅前広場を含む道路法による道路）の新設、改築又は修繕 <ul style="list-style-type: none"> 旅客施設（生活関連施設）の出入口 旅客施設（生活関連施設）に接する公共用通路※1等（道路以外）※2

※1 公共用通路：旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるもの

※2 下線部についてマスタープランで指定するものとされています。

届出対象のイメージ



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

4-5 バリアフリーマスタープランの評価・見直し

バリアフリー法では、概ね5年ごとにマスタープランに基づく整備等の実施状況について、調査・分析・評価を行うよう努めることとされています。

本市においては、本マスタープランで定めた基本理念や基本方針等を踏まえ、バリアフリー基本構想の中で位置付ける事業や、心のバリアフリーの取組を推進します。

これらを着実に進めるためには、計画に基づいた取組の進捗状況を確認し、高齢者、障害者等の当事者や関係する事業者等と意見交換を実施し、意見の反映や相互理解の促進を図り、本マスタープランの評価や必要に応じた見直しを行います。また、基本構想についても同様の評価、見直しを行うこととします。

参考資料

◆ 策定体制及び経過

(1) 富士市公共交通協議会

選出団体等	左記役職等	氏名
富士市	副市長	山田 教文 [会長]
南山大学総合政策学部	教授	石川 良文 [副会長]
一般社団法人静岡県バス協会	専務理事	堀内 哲郎
商業組合静岡県タクシー協会 富士・富士宮支部	のりば対策委員	山田 耕司
富士急静岡バス株式会社	運転士代表	西岡 輝彦
富士急静岡バス株式会社	取締役社長	斎藤 俊之
山梨交通株式会社	路線バス事業部長	岡 博仁
東海旅客鉄道株式会社静岡支社	総務課長	加藤 祐司
岳南電車株式会社	代表取締役社長	橋田 昭
富士市悠容クラブ連合会	会長	大原 孝次
富士市障害者自立支援協議会	会長	長谷川 真美
富士商工会議所	総務部長	大村 裕二
一般社団法人富士山観光交流ビューロー	専務理事	土屋 俊夫
富士市町内会連合会	副会長	井出 和雄
公募による市民		遠藤 礼朗
		小糸 直子
		堀田 響子
		松村 静江
		渡邊 京子
国土交通省中部運輸局 静岡運輸支局	首席運輸企画専門官	風岡 昌吾
富士警察署	交通課長	谷川 潤一郎
国土交通省中部地方整備局 静岡国道事務所	計画課長	北川 洋平
静岡県交通基盤部都市局	地域交通課長	平野 隆広
静岡県富士土木事務所	次長兼 企画検査課長	木村 丈尚
国土交通省中部運輸局 交通政策部バリアフリー推進課	課長	戸崎 雅善 [オブザーバー]

(敬称略)

(2) 富士市公共交通協議会バリアフリー分科会

選出団体等	左記役職等	氏名
富士市町内会連合会	副会長	井出 和雄 [会長]
富士市悠容クラブ連合会	会長	大原 孝次
富士市障害者自立支援協議会	会長	長谷川 真美
東海旅客鉄道株式会社静岡支社	総務課長	加藤 祐司
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	首席運輸企画専門官	風岡 昌吾
静岡県富士土木事務所	次長兼企画検査課長	木村 丈尚
国土交通省中部運輸局 交通政策部バリアフリー推進課	課長	戸崎 雅善 [オブザーバー]

(敬称略)

(3) 策定経過

年	月 日	経 過
令和4年 (2022)	5月31日	第1回富士市公共交通協議会
	7月12日	第1回バリアフリー分科会
	8月 2日	第2回富士市公共交通協議会
	9月15日	第2回バリアフリー分科会
	10月12日 ～10月21日	第3回富士市公共交通協議会 (書面開催)
	12月15日 ～1月16日	パブリック・コメント実施
令和5年 (2023)	1月26日	第4回富士市公共交通協議会
	2月27日 ～3月 7日	第3回バリアフリー分科会 (書面開催)
	3月10日	第5回富士市公共交通協議会 (書面開催)

◆ パブリック・コメント実施結果

(1) 意見募集の概要

意見募集方法	①富士市ウェブサイトへの掲載 ②富士市立都市計画課窓口、各まちづくりセンター、中央図書館での閲覧
募集期間	令和4年12月15日（木）から令和5年1月16日（月）まで
意見提出方法	ウェブサイトの送信フォーム、電子メール、郵便、FAX、直接提出

(2) 意見募集結果

意見提出者の数	5人
提出された意見の数	15件
ウェブページアクセス件数	336件
反映状況のまとめ	計画（案）に反映したもの …… 4件 既に盛り込み済みのもの …… 4件 今後の参考とするもの …… 1件 反映できないもの …… 4件 その他（質問含む） …… 2件

◆ 富士市公共交通協議会規則

平成 30 年 3 月 30 日

規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富士市附属機関設置条例(平成 30 年富士市条例第 7 号)第 6 条の規定に基づき、富士市公共交通協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、主管の副市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が委員の同意を得て指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第 4 条 協議会は、専門的事項について調査及び審議をさせるため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の分科会長及び分科会に属する委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 分科会長は、分科会の会務を総理する。
- 4 分科会長は、当該事項についての調査及び審議が終了したときは、速やかに会長に報告するものとする。

(関係者の出席)

第 5 条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会又は分科会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

◆ 事業一覧表（※○印は整備済み）

◇富士駅周辺地区

道路（生活関連経路）の移動等円滑化に関する事項

経路	路線名	移動等円滑化事業の概要	事業主体	概ねの事業実施期間（年度）	
				～R9	R9以降
1	(県)鷹岡富士停車場線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の段差及び急勾配の解消 ・富士グリーンホテル（生活関連施設）以北に視覚障害者誘導用ブロックの新規設置又は改良 ・歩道上の障害物撤去等による有効幅員の確保 ・歩道上を走行する自転車の排除のための方策の検討 ・休憩場所（ベンチ等）の設置等、商店街と協議の上検討 ・歩道の排水性に配慮し、歩道の滑りにくい舗装への改良を検討 	県	○	
2	(県)富士由比線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の段差及び急勾配の解消 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・歩道上の障害物撤去等による有効幅員の確保 ・富士郵便局以西に視覚障害者誘導用ブロックの新規設置 	県	○	
3	(市)本市場郷蔵前1号線	<ul style="list-style-type: none"> ・既設歩道の乗入れ部補修による段差解消 ・外側線を引き、路側帯の勾配解消 ・自動車等の速度抑制策を検討（色彩、材質など） ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消・歩道上の障害物撤去 	市	○	
4	(市)本町4号線	<ul style="list-style-type: none"> ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・外側線を検討し、路側帯の勾配を解消 ・外側線が設置できない場合でも、歩行者の通行が予想される車道部分の勾配解消 ・自動車等の速度抑制策を検討（色彩、材質など） ・南側水路の危険解消 	市	○	

5	(市)本町二丁目3号線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の段差解消及び急勾配の緩和 ・南側河川の危険解消 ・歩道未設置部分は外側線を設置し、路側帯の勾配解消 ・自動車等の速度抑制策を検討（色彩、材質など） ・交流プラザから富士駅北まちづくりセンター移設先への往来の安全に配慮 ・西側交差点から、交流センター北の歩道へ視覚障害者誘導用ブロックの新規設置 	市	○	
6	(市)本町四丁河原線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道巻込み部の段差及び急勾配の緩和 ・北側歩道（交流プラザ交差点以東）に視覚障害者誘導用ブロックの新規設置又は改良 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・歩道上の障害物撤去等による有効幅員の確保 ・すれ違い幅の確保できない歩道については、すれ違い箇所の設置を検討 ・歩道の排水性に配慮し、歩道の滑りにくい舗装への改良を検討 	市	○	
7	(市)平垣南古新田1号線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の改修による、乗入部の段差解消 ・歩道幅を確保し、すれ違い箇所の設置を検討 ・歩道幅が確保できない場合、歩道を撤去して外側線を引き、路側帯の勾配解消を検討 ・自動車等の速度抑制策を検討（色彩、材質など） ・歩道上の障害物撤去による歩行空間の確保 	市	○	
8	(市)富士町1号線	<ul style="list-style-type: none"> ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・歩道上の障害物撤去等による有効幅員の確保 ・既設歩道部分は改修による、乗入部の段差解消 ・歩道が無い部分は北側に外側線設置、路側帯の勾配解消 ・自動車等の速度抑制策を検討（色彩、材質など） 	市	○	

9	(市)本町3号線	<ul style="list-style-type: none"> ・外側線を引き、路側帯の勾配解消 ・自動車等の速度抑制策を検討(色彩、材質など) 	市	○	
10	(市)富士町2号線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道上の障害物撤去等による有効幅員の確保 ・歩道の排水性に配慮し、歩道の滑りにくい舗装への改良を検討 	市	○	
11	(市)富士鷹岡線	<ul style="list-style-type: none"> ・グレーチング蓋、側溝蓋の危険解消 ・既設歩道の段差解消 ・既設の富士市交流プラザ西側歩道に視覚障害者誘導用ブロックの新規設置 ・路側帯の勾配緩和 ・自動車交通量が多いため、歩行者の安全確保に特に配慮 	市	○	
12	(市)元町11号線	<ul style="list-style-type: none"> ・道路東側に外側線を引き、路側帯の勾配を解消 ・自動車等の速度抑制策を検討(色彩、材質など) 	市	○	
13	(県)富士停車場伝法線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の段差及び急勾配の解消 ・本町8号線以西に視覚障害者誘導用ブロックの新規設置又は改良 ・歩道上の障害物撤去等による有効幅員の確保 ・北側駐車場の身障者スペースから南側歩道への移動について、安全性を確保 ・南側歩道の駅前広場との接続部を拡幅検討 	県	○	
14	(市)富士駅南口田子浦線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の段差及び急勾配の解消 ・歩道に視覚障害者誘導用ブロックの新規設置又は改良 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・歩道の排水性に配慮し、歩道の滑りにくい舗装への改良を検討 	市	○	
15	(市)横割本町6号線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の段差及び急勾配の解消 ・視覚障害者誘導用ブロックの新規設置又は改良 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・歩道の排水性に配慮し、歩道の滑りにくい舗装への改良を検討 	市	○	

16	(市)横割本町2号線	<ul style="list-style-type: none"> ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・外側線設置 ・路側帯の勾配解消による歩行空間の確保 ・自動車等の速度抑制策を検討（色彩、材質など） 	市	○	
17	(市)水戸島元町9号線	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場から富士駅までの経路を明示する看板の設置 ・歩行者への配慮を喚起する注意看板設置 ・自動車等の速度抑制策を検討（色彩、材質など） ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 	市	○	
18	(市)水戸島元町5号線	<ul style="list-style-type: none"> ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・外側線を設置し、路側帯の勾配解消 ・自動車等の速度抑制策を検討（色彩、材質など） 	市	周辺の状況に応じて事業実施	
19	(市)水戸島元町6号線	<ul style="list-style-type: none"> ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・外側線を設置し、路側帯の勾配解消 ・自動車等の速度抑制策を検討（色彩、材質など） 	市	○	
20	(市)水戸島元町1号線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の段差及び急勾配の解消 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・障害物の撤去による歩道幅の確保 ・歩道上にすれ違い箇所の設置を検討 ・歩道の排水性に配慮し、歩道の滑りにくい舗装への改良を検討 	市	○	
21	(市)横割四丁目5号線	<ul style="list-style-type: none"> ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・歩道上の障害物撤去等による有効幅員の確保 ・横割本町6号線（経路17）以西北側歩道に視覚障害者誘導用ブロックの新規設置 ・歩道の段差及び急勾配の解消 ・歩道の排水性に配慮し、歩道の滑りにくい舗装への改良を検討 	市	○	

22	(県)富士停車場線	<ul style="list-style-type: none"> ・既設歩道（経路 16）との接続部の段差および急勾配解消 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・区画線表示等による、歩行空間の明示 	県	○	
23	(県)富士停車場線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の段差及び急勾配の解消 ・視覚障害者誘導用ブロックの新規設置又は改良 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 	県	○	
24	(県)富士停車場線	<ul style="list-style-type: none"> ・既設歩道（経路 21）との接続部の段差および急勾配解消 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・区画線表示等による、歩行空間の明示 	県	○	
25	(市)横割本町 3 号線	<ul style="list-style-type: none"> ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・外側線を引き、路側帯の勾配解消 ・自動車等の速度抑制策を検討（色彩、材質など） 	市	○	
26	(市)横割本町 11 号線	<ul style="list-style-type: none"> ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・外側線を引き、路側帯の勾配解消 ・自動車等の速度抑制策を検討（色彩、材質など） 	市	○	
27	(市)横割一丁目 5 号線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の段差及び急勾配の解消 ・視覚障害者誘導用ブロックの新規設置 ・歩道上の障害物撤去等による有効幅員の確保 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 	市	○	

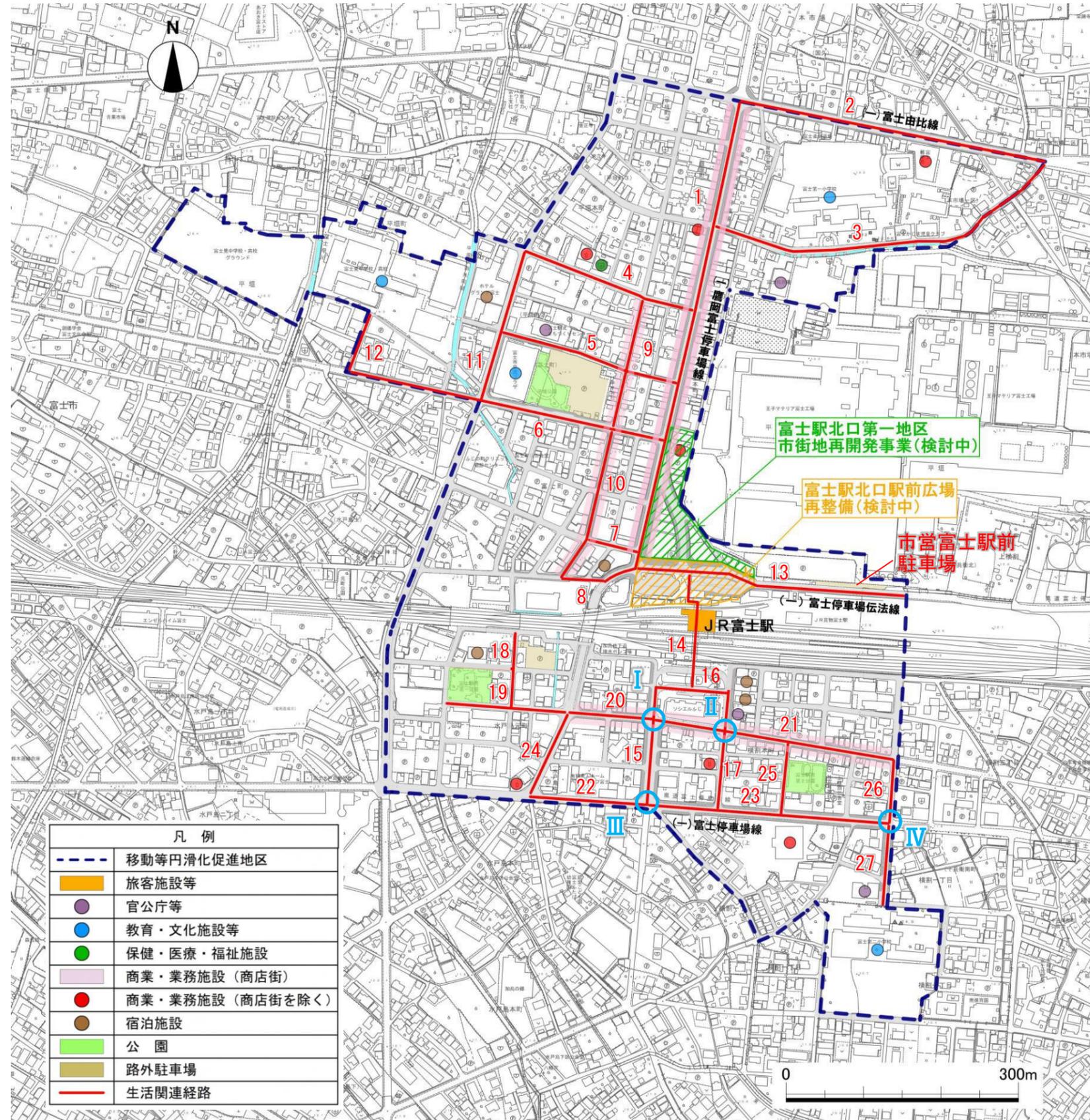
交通安全施設の移動等円滑化に関する事項

番号	経路または交差点	事業概要	事業主体	概ねの事業実施期間（年度）	
				～R9	R9以降
I	経路 15・21・22 上 富士駅南口田子浦線 ふじえきなんニコニコ商 店会交差点	・バリアフリー対応型（音声付）信号 機への改良の検討	交通 安全 施設 管理 者	○	
II	経路 16・17・22 上 富士市西部包括支援セン ター南交差点	・バリアフリー対応型（音声付）信号 機への改良の検討		周辺の状 況に応じ て事業実 施	
III	経路 15・23・24 上 富士駅南交差点	・バリアフリー対応型（音声付）信号 機への改良の検討		周辺の状 況に応じ て事業実 施	
IV	経路 24・27・28 上 県道富士停車場上富士駅 南まちづくりセンター北 交差点	・バリアフリー対応型（音声付）信号 機への改良の検討		周辺の状 況に応じ て事業実 施	

路外駐車場の移動等円滑化に関する事項

番号	施設	事業概要	事業主体	概ねの事業実施期間（年度）	
				～R9	R9以降
-	市営富士駅前駐車場	・障害者対応駐車場を増設	駐車場管理者 （富士市）	○	

◇富士駅周辺地区 事業箇所図



◇吉原・吉原本町駅周辺地区

道路（生活関連経路）の移動等円滑化に関する事項

経路	道路名称	移動等円滑化事業等の概要	事業主体	概ねの事業実施期間（年度）	
				～R9	R9以降
1	(一) 吉原停車場吉原線 (主) 三島富士線	・段差・勾配の解消、透水性舗装への改良、視覚障害者誘導用ブロックの改良、グレーチング蓋の改良等	県	○	
2	市道 41 号線		市	○	
3	市道 184-2 号線		市	○	
4	(一) 吉原田子浦港線	・車道と分離された歩行者空間の確保に努め、視覚障害者誘導用ブロック等を新たに設置	県	○	
5	市道 2261 号線		市	○	
6	市道 2260 号線		市	○	
7	市道 53 号線	・段差・勾配の解消、透水性舗装への改良、視覚障害者誘導用ブロックの改良、グレーチング蓋の改良等	市	○	
8	市道 3062 号線 市道 3063 号線 市道 3066 号線	・車道と分離された歩行者空間の確保に努め、視覚障害者誘導用ブロック等を新たに設置	市	○	
9	市道 3081 号線		市	○	
10	市道 3086 号線		市	○	

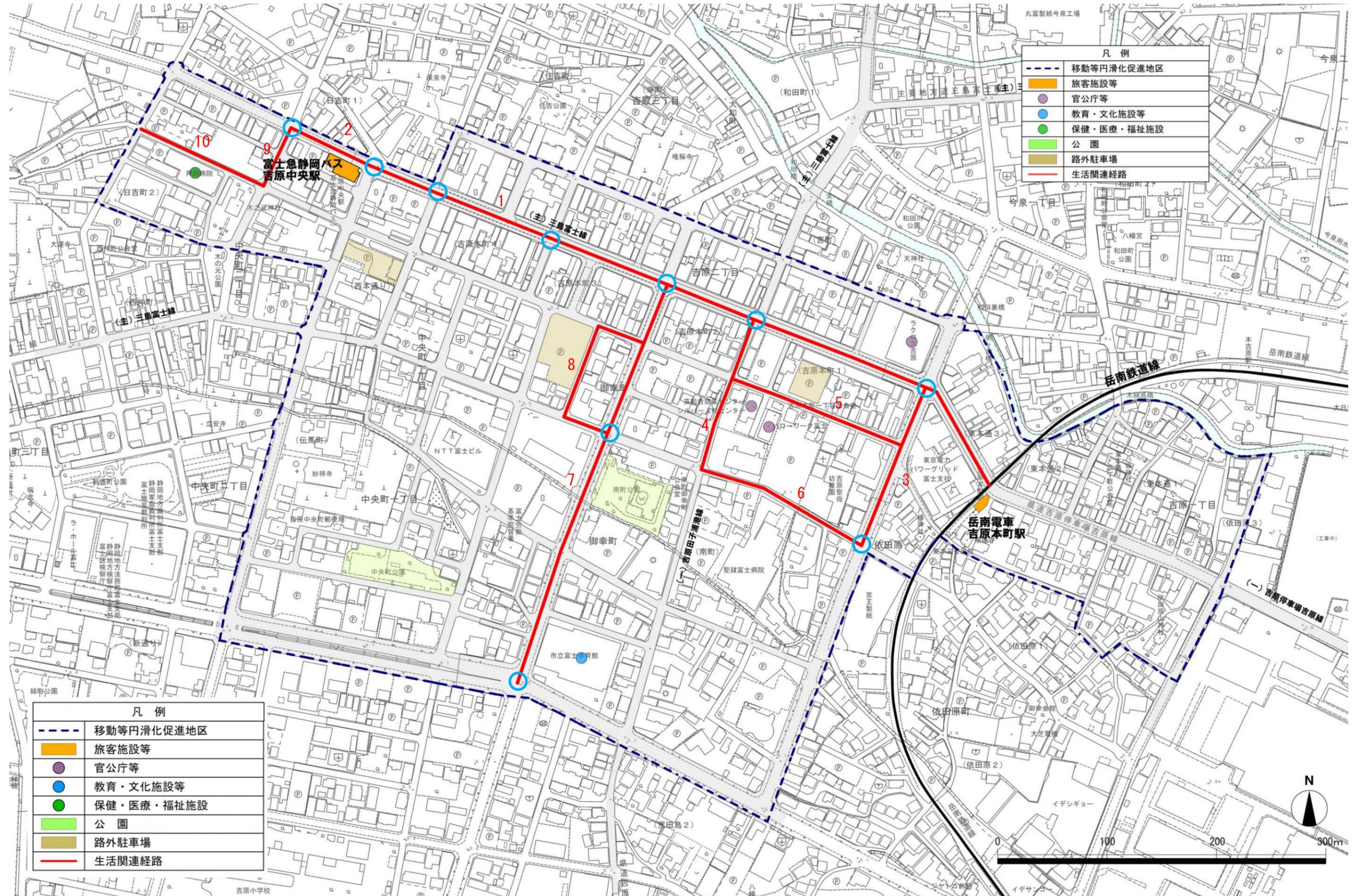
交通安全施設の移動等円滑化に関する事項

経路	道路名称	移動等円滑化事業等の概要	事業主体	概ねの事業実施期間（年度）	
				～R9	R9以降
1	(一) 吉原停車場吉原線 (主) 三島富士線	・経路上の既設の信号機について、歩行者支援装置等が付加されたバリアフリー対応型信号機への改良	静岡県公安委員会	○	
2	市道 41 号線	・経路上の既設の信号機について、歩行者支援装置等が付加されたバリアフリー対応型信号機への改良 ・必要な箇所において、新たにバリアフリー対応型信号機を設置		○	
3	市道 184-2 号線	・経路上の既設の信号機について、歩行者支援装置等が付加されたバリアフリー対応型信号機への改良 ・必要な箇所において、新たにバリアフリー対応型信号機を設置		○	
7	市道 53 号線	・経路上の既設の信号機について、歩行者支援装置等が付加されたバリアフリー対応型信号機への改良		○	

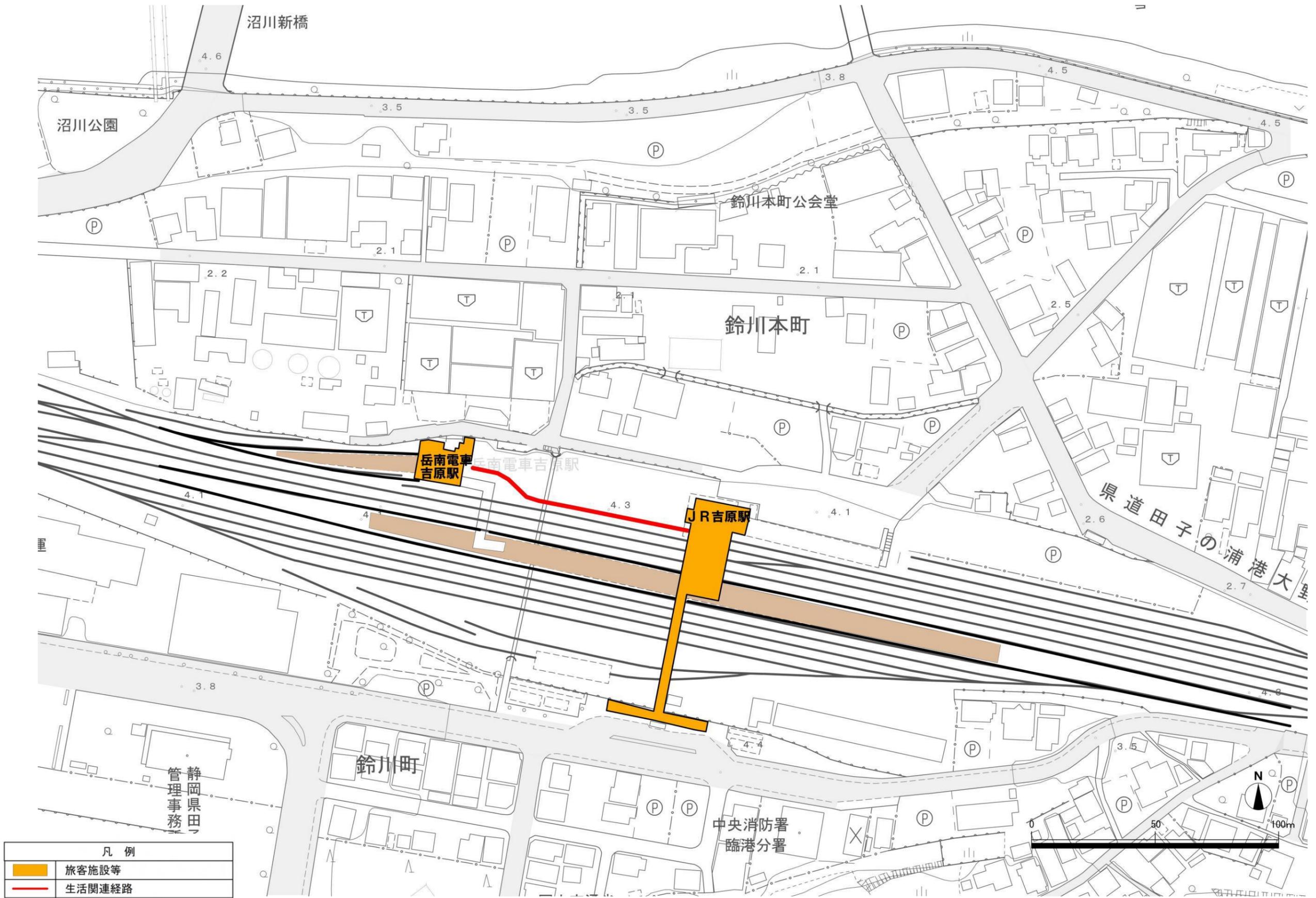
旅客施設の移動等円滑化に関する事項

番号	対象施設	移動等円滑化事業の概要	事業主体	概ねの事業実施期間（年度）	
				～R9	R9以降
-	J R 吉原駅舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者対応型エレベーター3 基及びエレベーターへ向かう通路（視覚障害者誘導用ブロック含）を新たに設置 ・ 改札口内に障害者対応型の多機能トイレを新たに設置 ・ 音響案内装置、点字案内板を新たに設置 	JR 東海（株）	○	

◇吉原駅・吉原本町駅周辺地区 事業箇所図



吉原駅・吉原本町駅周辺地区（吉原本町駅）

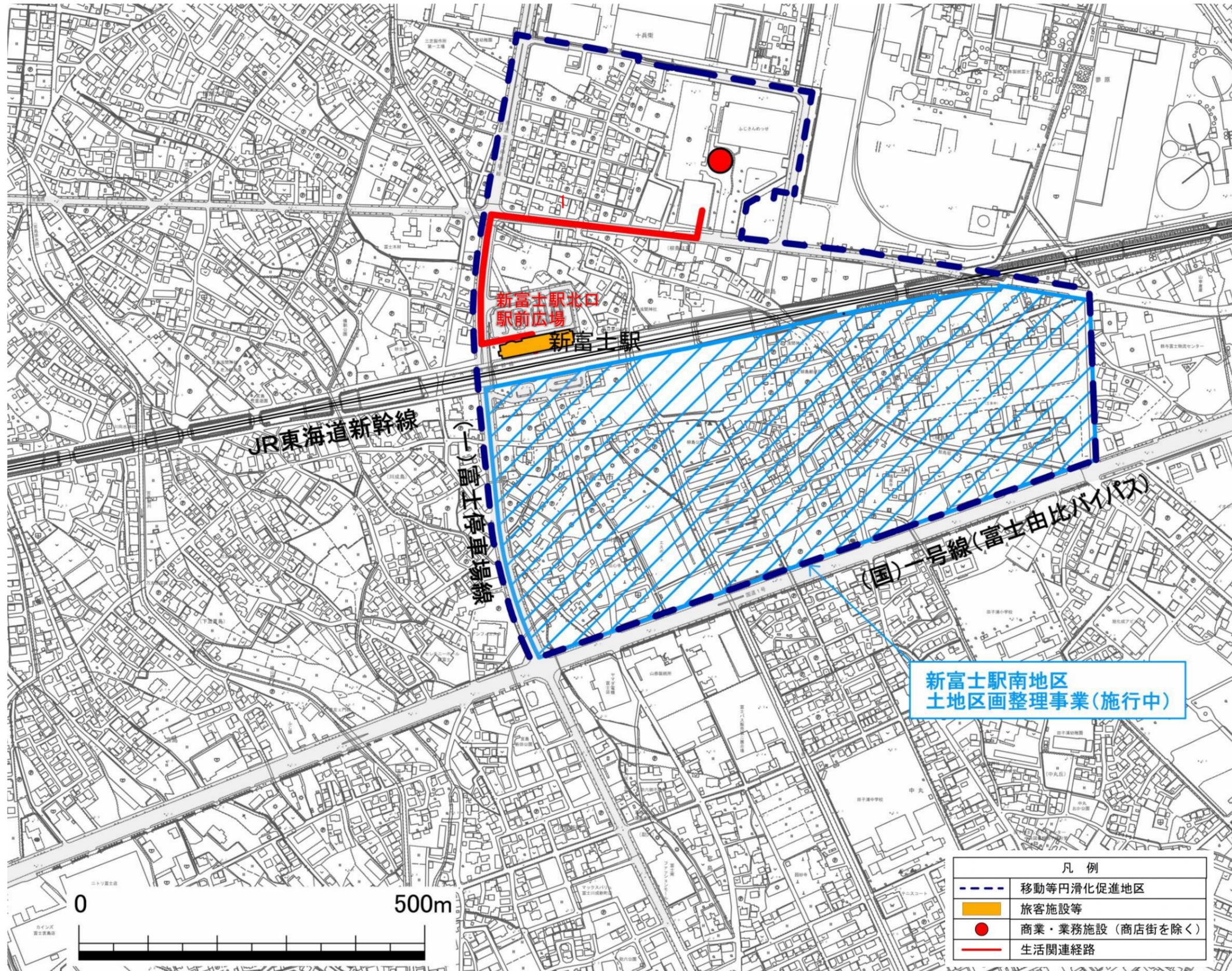


吉原駅・吉原本町駅周辺地区（吉原駅）

◇新富士駅周辺地区

番号	路線名	移動等円滑化事業の概要	事業主体	概ねの事業実施期間（年度）	
				～R9	R9以降
-	新富士駅北口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広場中央部バス停留所周辺の改善 ・ 身障者用駐車スペースの拡充の検討 ・ 利用者へのわかりやすい情報の提供 	市	○	
1	一般県道富士停車場線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道のバリアフリー化 ・ 利用者へのわかりやすい情報の提供 	県	○	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 信号機のバリアフリー化 	静岡県公安委員会	○	
	市道 50-1 号線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道のバリアフリー化 ・ 利用者へのわかりやすい情報の提供 	県	○	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 信号機のバリアフリー化 	静岡県公安委員会	○	
	市道 50-1 号線からの多目的施設に至る歩行者空間	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハートビル法等との連携による、バリアフリー空間の連続性の確保 	市	○	

◇新富士駅周辺地区 事業箇所図



用語集

【イ】

一般交通用施設
移動等円滑化促進地区

- ・道路、駅前広場、通路その他の一般交通に供する施設。
- ・生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区。→（参考）移動等円滑化促進地区と重点整備地区の要件。

【エ】

駅前広場

- ・鉄道とバス、タクシー、乗用車などの交通機関の結節点として鉄道駅前に設けられる広場のことであり、通常「駅前広場」と呼ばれるものは、都市計画決定された広場（都市施設）のことを指す。整備にあたっては、都市側（道路側）と鉄道側とで十分な協議が必要となる。

エスコートゾーン

- ・横断歩道中央部に触覚マーカ（突起体）を敷設した設備で、視覚障害者が足や白い杖で触覚マーカを確認しながら横断することで、安全に渡りきることができるように支援するためのもの。

【キ】

共生社会

- ・これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

【ク】

グレーチング蓋

- ・道路側溝など、排水施設の路面部分に降雨による雨水を集水するために設置される金属製の蓋のこと。

【コ】

交通結節点

- ・複数の交通手段の接続が行われる施設・地点・場所などのことを指し、鉄道駅や駅前広場、空港、インターチェンジなどがある。
- ・様々な心身の特性や考え方もつすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
- ・公共交通不便地域の解消などの目的で、自治体や地域が関与して運行する交通機関。

心のバリアフリー

コミュニティ交通

【シ】

視覚障害者誘導用ブロック

- ・歩道などの歩行者空間において、主に足の裏の触覚で、その存在や大まかな形状を確認できるような突起が表面に施工されたブロックのこと。突起物の形状により、「線状ブロック」と「点状ブロック」とに分類され、「線状ブロック」は、主に誘導対象施設への方向を、また「点状ブロック」は、主に注意すべき位置や誘導対象施設の位置を案内するためのものである。

市街地再開発事業

- ・市街地内の都市機能の低下がみられる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とした建築物及び建築敷地の整備、公共施設の整備に関する事業。

静岡県福祉のまちづくり条例

- ・平成7(1995)年10月18日静岡県条例第47号 静岡県が定める建築物についての移動等円滑化基準。

重点整備地区

- ・旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区。
→（参考）移動等円滑化促進地区と重点整備地区の要件

【ス】

スパイラルアップ

- ・何かを行ったり、生産したりする場合に、その度により効果的、効率的になっていくさまのこと。

スロープ

- ・階段など段差がある箇所において、車椅子使用者などの障害者が垂直方向に円滑に移動できるように設置された傾斜施設のことをいう。

<p>【セ】 生活関連経路 生活関連施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設相互間の経路。 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。
<p>【タ】 多機能トイレ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害者、また子供連れの人など、誰もが利用できるトイレのことをいう。
<p>【ト】 都市計画マスタープラン 都市公園 土地区画整理事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、将来あるべき都市の姿（将来都市像）を描き、それを実現させるために必要となる土地利用の方針や都市施設などの方針を示したものである。 都市公園法に基づいて国や地方公共団体が設置・管理する公園または緑地の総称であり、設置の目的や役割に応じて、多くの種類に分類される。 都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つ。土地所有者等から提供を受けた土地の一部を活用して、新たな道路や公園等を整備するとともに、宅地を整形化して配置することにより、住環境の向上と土地の利用増進を図るものである。
<p>【ハ】 バリアフリー整備ガイドライン</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者などの多様な利用者のニーズに応えるため、公共交通事業者等が旅客施設及び車両等を新たに整備・導入等する際のバリアフリー面での指針。
<p>【ユ】 ユニバーサルデザイン</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害の有無や性別、人種などにかかわらず、さまざまな人が公平に利用できるように都市施設や生活環境をデザインするという考え方。バリアフリーが「今ある障壁を取り除く」という考え方に対し、ユニバーサルデザインは「(障壁等が発生しないよう)あらかじめ、そのよう(なデザイン)にしておく」という積極的な考え方である。
<p>【英数字】 ICT SDGs</p>	<ul style="list-style-type: none"> Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。携帯電話、メール、インターネット、放送といった情報や通信に関する技術の総称である。 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。発展途上国と先進国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを基本方針とする。

(参考) 移動等円滑化促進地区と重点整備地区の要件

移動等円滑化促進地区（法第2条23）	重点整備地区（法第2条24）
イ 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の <u>移動が通常徒歩で行われる地区</u> であること。（共通）	
ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について <u>移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区</u> であること。	ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について <u>移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区</u> であること。
ハ 当該地区において <u>移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切</u> であると認められる地区であること。	ハ 当該地区において <u>移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切</u> であると認められる地区であること。

富士市バリアフリーマスタープラン

令和5(2023)年3月発行

編集・発行：富士市都市整備部都市計画課

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

TEL. 0545-55-2904

FAX. 0545-51-0475

メールアドレス toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp

ウェブサイト <http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>

富士市行政資料登録番号 R4-67